

令和6年第2回水巻町議会 定例会 会議録

令和6年第2回水巻町議会定例会第2回継続会は、令和6年6月7日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番 白石雄二

8番 岡田選子

2番 山口秀信

9番 井手幸子

3番 松野俊子

10番 中山 恵

4番 水ノ江 晴 敏

12番 近 藤 進 也

5番 亀元公一

13番 住吉浩徳

6番 廣瀬 猛

14番 高橋 恵 司

7番 名倉亮介

2. 欠席議員は次のとおり

11番 古賀 信 行

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 吉 田 功

係長 ・ 野 村 育 美

主査 ・ 蔵 元 竜 治

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	松 井 努
副 町 長	荒 卷 和 徳	福祉課長	船 津 未 華
教 育 長	小 宮 順 一	健康課長	植 田 英次郎
総 務 課 長	増 田 浩 司	建設課長	北 村 賢 也
企 画 課 長	手 嶋 圭 吾	産業環境課長	大 黒 秀 一
財 政 課 長	洞ノ上 浩 司	下水道課長	佐 藤 治
住宅政策課長	古 川 弘 之	会計管理者	寺 田 裕 彦
税 務 課 長	土 岐 和 弘	学校教育課長	高 祖 睦
住 民 課 長	川 橋 京 美	生涯学習課長	服 部 達 也
地域づくり課長	藤 田 恵 二	図書館・歴史資料館館長	山 田 美 穂

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和6年6月 定例会
(第2回)

本会議 会議録

第2回継続会

令和6年6月7日

水巻町議会

令和6年第2回水巻町議会定例会 第2回継続会 会議録

令和6年6月7日

午前10時00分開議

議長（白石雄二）

出席13名、定足数に達していますので、ただいまから令和6年第2回水巻町議会定例会第2回継続会を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（白石雄二）

日程第1、一般質問について。これより一般質問を行います。1番、公明党。はい、松野議員。

3番（松野俊子）

3番、松野です。公明党を代表いたしまして、冒頭質問をいたします。

まず初めに、選挙及び投票の環境整備について。選挙は、国民が政治に参加して主権者としてその意思を政治に反映させることができる最も重要で基本的な機会であり、国民一人一人が関心を寄せることで、もっと身近なものになると言えます。

我が国は少子高齢化社会が進んでいます。2016年6月に公職選挙法等の一部を改正する法律が施行され、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられました。若い世代が政治に関心を持ち、積極的に参加することが大いに期待されていますが、近年の国政選挙及び地方選挙において、若年層の投票率は低いのが現状です。

また、2013年に知的障がい者等の選挙権を認める改正公職選挙法が施行されましたが、投票において当事者が示した意思を疑問視する偏見が残っていると思います。知的障がい者等の投票支援は自治体ごとに対応が異なっているのが現状です。

そうした中で、投票における環境整備を進める先進地で、注目されているのが東京都狛江市です。法施行から知的障がい者等に寄り添ったルールづくりに取り組んでいます。障がいのある人も投票を経験する事で、社会や政治に関心を持てると思います。障害者差別解消法や町の条例により、選挙では障がいの有無にかかわらず、本人の意思が確実に反映されなければなりません。障がい者や高齢者に対して投票しやすい環境及び支援が必要と考えます。

そこでお尋ねいたします。

1番、水巻町が行っている障がいのある方や、病気・けがなどの高齢者のための投票及び投票所における取組について伺います。

2番、障がい者や高齢者が投票所で投票する際に、支援を求める投票支援カードがあります。内容は、例えば「代筆してほしい、手伝ってほしい」など、このカードで本人の意思を確認できるもので、入場券と共に提出するものです。支援を必要とする人のために導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。

3番、投票所で困り事や手伝ってほしいことをイラストや文字表記された内容を、指差しで意

思を伝えることができるコミュニケーションボードがあります。内容は、例えば「聞こえにくい、候補者が分からない、入場整理券がない、書き間違えた」などです。投票支援として、投票所に設置できないでしょうか。町の見解を伺います。

4番、選挙が近づくと、有権者全員に送られてくる入場整理券ですが、視覚障がい者への入場整理券に点字シールを貼れないでしょうか。誰でも等しく認められた1票の権利を大切にするために、点字での案内が必要と考えます。

5番、地方選挙の選挙公報は、有権者全世界帯に配布され、選挙に関心を持っていただくとともに、投票する住民への重要な情報源になると思います。近隣他町において選挙公報が配布されています。水巻町にも必要と考えますが、町の見解を伺います。

6番、障害者手帳の交付を受けている人や自力で投票所へ行くことが難しい高齢者に対して、投票所への移動支援として交通費の補助（タクシー乗車券利用）について伺います。

7番、近年の選挙において、期日前投票の利用者は増えています。水巻町の期日前投票所の会場である101会議室の周囲は、道路の曲がりがあり、車の通行も多くあると思います。期日前投票に行く人の安全確保に不安があり、近くに駐車場の確保が必要と考えますが、いかがですか。また、会場として、障がい者や高齢者にやさしい段差の少ない中央公民館を利用してはどうですか。町内における期日前投票所の増設について、例えば南部公民館を増やす考えはありますか。町の見解を伺います。

次、「軟骨伝導イヤホン」の窓口導入について。耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションをとれるようにするため、全国的に役所や銀行の窓口で「軟骨伝導イヤホン」を導入するケースが増えています。

このイヤホンは、耳の周囲にある軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導を活用しています。軽く当てるだけで利用できるため、頭蓋骨を振動させて音を伝える骨伝導と比べ、装着時の痛みが少なく、通常のイヤホンのように耳穴を塞がない上、左右のイヤホンの音量を個別で調整できるようになっており、片耳だけでも使えます。イヤホン部分には穴や凹凸がないため消毒しやすく、不特定多数の人が利用する窓口で清潔に使えます。

また、イヤホンは集音器とセットになっている上、雑音を取り除く機能があり、小さな声もはっきりと聞くことができます。このため、大声で話すことによって、個人情報や周囲に聞かれるリスクを減らすことができ、難聴者のプライバシーの保護につながります。

導入前の自治体窓口では、これまで耳が聞こえにくい人に対して大声や筆談で対応していましたが、「軟骨伝導イヤホン」の導入によって、これまでより円滑にコミュニケーションがとれるようになったと述べています。

一般社団法人 日本補聴器工業会の昨年度調査によると、日本の難聴者は人口の10%。人数に換算すると約1,300万人に上り、高齢化に伴い、今後さらに増える見込まれています。

一方、同調査では、医療機器が高額なことなどを理由に、補聴器所有率が難聴者のわずか15%しかないことが分かっています。

難聴は、認知症の重要なリスクです。難聴で困らない環境を整備することで、認知症の予防にもつながります。また、窓口業務の時間短縮も見込めます。補聴器を使用しない軽度の難聴者にはとても助かるイヤホンです。住民の皆さんが安心して、相談・手続きができるように、

早期の設置を提案します。「軟骨伝導イヤホン」の窓口導入についての見解を伺います。

次、学齢期の発達障がいへの支援について。成長期において、特にその発達に障がいや不安を抱える子供に対して、早期に適切な教育環境を充実させることは、その子の能力を向上させ、将来その力を社会で発揮させることができるという、重要な施策であると思います。

本町は、出産から就学前まで様々な施策で支援の拡充を図っていますので、今回は学齢期の子供たちの支援について、放課後等デイサービスと福岡就学サポートノートの2点を中心に質問をいたします。

発達に不安のある就学前の子供たちは、保育所や認定こども園に通いながら、児童発達支援事業所等に通って相談・支援を受けています。学齢期になってからは、学校内で特別支援学級や通級指導教室で教育を受けながら、2012年4月にスタートした放課後等デイサービス事業所もその支援の役割を担っていると思われます。

また、福岡就学サポートノートは、一貫した継続性のある支援が受けられるよう、小中高などに進学した我が子の情報を引き続き先生方に伝えていくことができるノートと聞いています。

以下、質問いたします。

1、児童・生徒がどこの放課後等デイサービスに通っているのか、学級担任は把握されていますか。

2、放課後等デイサービス事業者と学校とは、下校時間の情報等の連携がありますか。

3、教育委員会は放課後等デイサービスの役割に対して、どのような見解を持たれているかお伺いします。

4、福岡就学サポートノートの活用状況をお聞かせください。

以上です。よろしく答弁お願いいたします。

議 長（白石雄二）

町長、答弁。

町 長（美浦喜明）

初めに、選挙及び投票の環境整備について、のご質問にお答えします。

選挙事務の管理執行につきましては、中立公正を期すため、町から独立した行政委員会である選挙管理委員会が行っています。選挙及び投票の環境整備につきましても、選挙管理委員会の所管であるため、私の見解を述べるにとどめさせていただき、検討が必要と思われる事項につきましては、選挙管理委員会と協議の上、改善を図っていきたいと考えております。

まず1点目の、障がいのある方や、病気・けがなどの高齢者のための投票及び投票所における取組についてのお尋ねですが、公職選挙法には、身体に重度の障がいのある方などを対象とした、郵便による不在者投票制度があります。郵便による不在者投票が認められるのは、身体障害者手帳を交付されている方のうち、その障がいが一定程度のものに該当する人、または介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人に限られます。前もって郵便等投票証明書の交付を受けておく必要がありますが、自宅で投票を行うことができる制度です。

投票所におきましては、介助者という特別な係は配置しておりませんが、高齢の方や障がい

のある方が投票所にお見えになられた際には、投票事務従事者の事故係が介助してお手伝いをしております。

次に2点目の、投票支援カードの導入について、のお尋ねですが、これまでも期日前投票所及び当日投票所において、お困りの様子の方には係員がお声かけをして、可能な限り選挙人の方に寄り添った対応に努めているところですが、投票支援カードにつきましては、口頭で伝えることが困難な方や苦手な方が代理投票を利用したいなど、対応してほしい内容を事前にカードに記入し、投票所で提示していただくことで、投票をスムーズに行うことができると聞いております。

本町としましても、障がいのある方などが不安を感じることなく、安心して投票していただくための一助として、先進自治体の取組例や福祉課障がい支援係の意見を参考にしながら、投票支援カードの導入に向けて検討をしております。

次に3点目の、投票支援として、投票所にコミュニケーションボードを設置できないでしょうか、とのお尋ねですが、選挙人にとって、投票所で想定される困りごとや手伝ってほしい内容を、イラストや文字で分かりやすくコミュニケーションボードに表示することで、選挙人の方が声を発せずとも指で示して、意思を伝えることができると考えます。

誰もが投票しやすい環境づくりのため、投票支援カード同様、関係係の意見などを参考にしながら、コミュニケーションボードの導入につきましても検討をしております。

次に4点目の、視覚障がい者への入場整理券に点字シールを貼れないでしょうか、とのお尋ねですが、以前、視覚障害2級以上の方の入場券に「選挙入場整理券」と記載された点字シールを貼付して郵送していました。しかしながら、視覚障がい者の誰もが点字を利用しているわけではないこと、また、点字シールだけでは、表示できる情報に限りがあることから、昨年度の選挙の際には、点字シールの貼付を見送った経緯がございます。

しかし、点字が読めなくても、点字シールが貼ってあることで、大事な通知であることが分かるのではないかという見方もありますので、再開する方向で検討いたします。

次に5点目の、選挙公報について、のお尋ねですが、選挙公報は、国政選挙と都道府県知事選挙では、公職選挙法第167条の規定により発行が義務づけられており、その他の地方選挙では同法第172条の2の規定により、任意で発行されることとなっています。

福岡県内の発行状況としましては、令和5年12月31日現在、31の町村のうち、16の町村が選挙公報の発行、配布をしています。遠賀郡内で発行しているのは、芦屋町と岡垣町です。

本町でも、住民の方から「候補者が分らない」、「候補者の政策を知る方法がない」という声が寄せられることもあり、何度か検討をしてきた経緯があります。

国の選挙や都道府県知事選挙の選挙公報は、法律で市町村の選挙管理委員会が投票日の2日前までに全戸配布しなければならない規定があり、任意であるその他の地方選挙で選挙公報を発行する場合も、その規定に準じることとなります。選挙公報を発行している市町村に話を聞くと、国の選挙や県知事選挙と比べ選挙期間が短いため、投票日2日前までに全戸配布することが難しく、また期日前投票を利用される方も増えているため、期日前投票に行く前に届かなかったという苦情が多く、苦慮されているとのことでした。

そのため、都道府県選挙管理委員会連合会は、この選挙公報の全戸配布規定について努力義

務規定へ改め、その補完措置として、公共施設などの利便性の高い場所への備え付けやインターネット活用等の規定を設けるよう、公職選挙法の抜本的な見直しを国に要望しています。

私も有権者の政治離れを防ぎ、投票率向上につながる一助として選挙公報は有効であると考えており、法律の改正などにも注視しながら、本町における選挙公報の発行について引き続き検討してまいります。

次に6点目の、投票所への移動支援として交通費の補助について、のお尋ねですが、近年、投票所の統廃合などで投票所までの道のりが遠くなったなどの理由から、投票所への移動支援を実施する自治体が増えております。

令和5年6月に県が行った調査によりますと、県内で何らかの移動支援を行っている自治体は10市町で、近隣では、遠賀町と芦屋町がコミュニティバスを使った投票所への移動支援を実施しています。

本町では、無料の福祉バスを運行していますので、高齢の方、障がいのある方などは、福祉バスを利用し期日前投票にお越しいただくことを案内しております。しかし、現在公共交通等の抜本的な見直しを進めており、今後の見直しの状況によっては移動支援の検討を進める必要もあるかと思いますが、現時点では新たにタクシー乗車券などの交通費の補助などは考えておりません。

最後に7点目の、期日前投票所について、のお尋ねですが、初めに駐車場の確保についてですが、現状は、期日前投票用として駐車場の確保はしておりません。

期日前投票所として使用している役場101会議室に一番近い駐車場は、国道3号線側の第4駐車場になりますが、期日前投票用に、期間中職員が利用しないよう制限をかけて、駐車場を空けていたこともありますが、駐車しづらいためか利用は少ない状況でした。また、第4駐車場に駐車し、期日前投票所に向かう際、横断歩道を使わずカーブ付近を横断するなど、危険な場合もあるため、第4駐車場を期日前投票専用の駐車場とはしていない状況です。

役場には期日前投票だけでなく、多くの来庁者がおり、期日前投票のために駐車場を占有することは適当でないと考えられるため、ほかの駐車場も利用可能という案内や庁舎正面の第2駐車場から、庁舎内を通過して期日前投票所に向かうことができるように期日前投票所までの動線や期日前投票所内のレイアウトを検討しています。

次に、中央公民館を利用してはどうですか、とのお尋ねですが、ご質問にありますとおり、中央公民館であれば段差も少なく、バリアフリーの駐車場からも雨にぬれずに入館することができるため、期日前投票所として検討してきた経緯があります。

懸案事項としては、大ホールに一般の使用予約が入っている場合、期日前投票所としては使用できないことです。大ホールが使用できるときとできないときで、投票所の変更が繰り返されることは、選挙人に混乱をきたす可能性があります。先ほどの駐車場の課題もございまして、選択肢の一つとして検討してまいります。

最後に、期日前投票所の増設について、例えば南部公民館を増やす考えはありませんか、とのお尋ねですが、期日前投票所を増設する場合、増設した投票所にも投票管理者1人と投票立会人2人に加えて職員を配置する必要があります。投票管理者、投票立会人の選出にも苦慮しており、人員についても限りがございますので、現時点で投票所の増設については困難な状

況であると考えております。

次に、軟骨伝導イヤホンの窓口での導入について、のご質問にお答えします。

軟骨伝導イヤホンの窓口導入についての見解を伺います、とのお尋ねですが、軟骨伝導は、耳の入り口付近にある軟骨に振動を与えると耳の中に音源が発生し、そこから空気の波を通じて鼓膜が震え、音が聞こえる仕組みのことで、平成16年に奈良県立医科大学の細井裕司理事長に発見されたものです。

一般的な音の伝わり方である空気の振動により鼓膜が震えて音を聞く気導、頭蓋骨の振動を音として脳に届ける骨伝導に次ぐ、第3の聴覚経路と呼ばれています。

これまでの骨伝導イヤホンは、骨を介して音を伝えるため、一部の人にとっては音が不明瞭に聞こえたり、低音が不足したりすることがありました。それは、個人の骨構造や耳の形状、耳の健康状態の影響を受ける可能性があるためです。また、骨伝導イヤホンの音の伝達経路が直接内耳にではなく骨組織を介しているため、周囲の騒音や振動によって音の聞こえ方が影響を受けるといったデメリットもありました。

一方、新技術の軟骨伝導の原理を応用した軟骨伝導イヤホンは、耳穴を塞がずに耳の軟骨付近に軽く添えるだけで音を拾えるため、通常のイヤホンや骨伝導と比べ、痛みや音漏れが少なく音が立体的に伝わることから、耳が聞こえにくい高齢者等でも、相手の声などが聞き取りやすいとされております。また、イヤホンに凸凹がないため、汚れが付きにくく衛生的といったメリットがあるとも言われています。

本町では、耳が聞こえにくい高齢者等には表情を確認しながら、ゆっくりと分かりやすく話すことや筆談したりするなど、ご本人の状況に合わせて丁寧な対応をするように努めております。

また、福祉課窓口には、受話器タイプの集音器を設置しており、必要があれば使用していただいている状況ですが、ケースによっては職員の説明で聞き取れず理解ができない場合があり、来庁者も職員も苦勞しながら、意思疎通を図っていることもあります。そのため、軟骨伝導イヤホンは、耳の聞こえづらい高齢者等との窓口におけるコミュニケーションの手段としては大いに可能性を感じるもので、一部の他自治体において窓口設置されていると聞き及んでいます。

今後、本町においても高齢化の進行とともに、聞こえにくさを抱える方は、さらに増えることが予測されます。そのため、軟骨伝導イヤホンの導入は、耳が聞こえにくい高齢者等とのコミュニケーションを円滑にし、大きな声で話す必要がなくなることからプライバシーの保護にもつながるものと考えられます。

したがって、住民サービスの向上、窓口業務の充実を図る観点から、軟骨伝導イヤホンをすでに導入している他の自治体から、検証結果等の情報収集を早急に行うなど、窓口への設置に向けた取組を行ってまいります。

最後の、学齢期の発達障がいへの支援について、のご質問は、教育長に答弁してもらいます。以上です。

議 長（白石雄二）

教育長、答弁。

教育長（小宮順一）

最後に、学齢期の発達障がいへの支援について、の御質問にお答えいたします。

まず初めに、放課後等デイサービスについて、ご説明させていただきます。放課後等デイサービスとは、児童福祉法に基づく就学児童に対する障害児通所給付事業の一つであり、主にサービスを提供する事業所への通所により、日常生活における基本的な動作の指導、生活力向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団への適応訓練、社会との交流促進などの支援を行うサービスとなっております。

サービスを利用できる対象者は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をもっている児童、特別児童扶養手当を受けている児童、自立支援医療を受給している児童、指定難病に該当している児童、また、このほか医師等の診断書・意見書から療育の必要性が認められる児童となっております。

このサービスを利用するためには、申請書類に、先ほど述べた条件の対象であることが確認できる書類、及び相談支援専門員が作成した障がい児支援利用計画を添えて、保護者が申請し、町は利用の必要性を審査して給付決定をしているとのことです。

放課後等デイサービス事業を提供している事業所は、遠賀郡内 21 か所のうち、町内には 8 か所あると認識しております。

そのことを踏まえ、まず 1 点目の、児童・生徒がどこの放課後等デイサービスに通っているのか、学級担任は把握されていますか、とのお尋ねですが、先ほど説明させていただいたように、放課後等デイサービスの利用は、保護者の申請に基づき行われますので、その準備段階はもちろんのこと、利用が決定した場合には、学級担任にもどのような事業者でこういった利用予定なのかといった計画の内容が伝えられるべきこととなりますので、把握されているものと考えております。

次に 2 点目の、放課後等デイサービス事業者と学校とは、下校時間の情報等の連携がありますか、とのお尋ねですが、学校における月の行事予定等、主なものは保護者を通して、または学校から直接事業者へお知らせをする場合もございます。また、下校時間に関しても、下校時刻一覧等を直接お渡ししたり、事務室に備えるなど、放課後等デイサービス事業者との情報連携を取っております。

次に 3 点目の、教育委員会は放課後等デイサービスの役割に対して、どのような見解を持たれているか、とのお尋ねですが、現在、特別な支援を必要とする児童・生徒は増え続けており、学校と家庭、福祉との連携の必要性はますます高まっております。

一方、学校の担うことのできる役割には限界がございますので、放課後等デイサービス事業者とも相互に協力し合い、多様な教育のニーズに対応していく必要があると考えております。

最後に 4 点目の、福岡就学サポートノートの活用状況をお聞かせください、とのお尋ねですが、福岡就学サポートノートは、特別な支援を必要とする児童・生徒が、一貫した継続性のある支援を受けることができるように、保護者等が主体となって作成するもので、福岡県教育委員会を中心となって活用を進めております。

現在、本町では指導主事や健康診断担当部局等が連携を取り、保育所や幼稚園、保護者から

の多様な資料に基づき、小学校の段階で個別の教育支援計画を作成し、小学校から中学校、高等学校へと切れ目のない支援に役立てております。

これまでのところ、保護者から福岡就学サポートノートの活用の要望はあっておりませんが、保護者主体で作成や保管ができることから、就学前段階のお子さまの気になる情報を知ることにもつながるため、機会を見つけて学校や保護者への周知活動に努めてまいります。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。はい、水ノ江議員。

4 番（水ノ江晴敏）

4 番水ノ江です。私は選挙及び投票の環境整備について再質問をさせていただきます。障がいのある人や高齢者に対して、代理投票制度の周知をどのように行っているか、お尋ねをいたします。

議 長（白石雄二）

川橋課長。

住民課長（川橋京美）

御質問にお答えいたします。

代理投票制度でございますが、代理投票制度は、選挙人がご自身で候補者の氏名を投票用紙に記載できない場合の制度でございます。具体的には選挙人からの申し出を受けて、投票管理者が投票立会人の意見を聞き、従事者から 2 名が補助を行います。1 名が候補者の氏名を代筆し、もう 1 名が立会人となります。

代理投票につきましては、町のホームページで御説明をしているほか、選挙時の広報みずまきにも、掲載するようにはしておりますが、紙面の都合上割愛される場合もあります。

また、代理投票と別に答弁にもありました、重度の障がいのある方などの郵便等による不在者投票ですけれども、この郵便等の不在者投票につきましても、町のホームページで周知するほか、あと、こちらにつきましては、福祉課障がい支援係で配布している障がい者の福祉ガイドブックにも掲載し、周知に努めているところでございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、水ノ江議員。

4 番（水ノ江晴敏）

はい。2 点目、3 点目でご質問いたしました投票支援カードの導入についてと、及びコミュニケーションボードですね、これの導入について答弁いただきましたけれども、導入に向けて検討していただけるということでもあります。

今ちょうど、国会が行われておりますけれども、6月23日で終わるということでありまして、今年において、この衆議院選挙があるのかどうかという状況もまだ分からない状況であります。来年においては、参議院選挙が必ずあると同時に、町長選挙もですね、控えている状況でございます。

そうした中において、やはり障がい者の方、高齢者の方にですね、こういった支援カードをうまく利用していただいて、確実に投票してもらおうということが大事になるかというふうに思っておりますので、早い段階で、この導入を決めていただいて、できれば今年でも来年でも早いうちに、このカード導入をよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

4点目にありますとおり、入場整理券に点字シールを貼ってもらえないかということで御質問をいたしました。答弁の中にもありましたとおり、点字シールが貼った段階でも、やはりこれは視覚障がい者の方にとっては、これが大事なものであるかというところが、大事なところになるのではないかなと思います。答弁いただいたとおり、大事な通知であることが分かるようなものであるということで、また昨年、中止をしたということでもありますけれども、再開を検討しているということでもありますので、これもですね、前向きにさせていただければというふうに思っております。

それで、目の不自由な人の投票所での点字の使用状況について、お伺いをいたします。

議 長（白石雄二）

川橋課長。

住民課長（川橋京美）

点字での投票の利用状況ですけれども、各投票所には点字器を御準備しておきまして、申し出いただければ、点字用の投票用紙に点字で投票することが可能です。もちろん、使い慣れた御自身の点字器を御持参されて、それを使っていただくことも構いません。

候補者の氏名掲示につきましても、点字の氏名掲示を各投票所に一部ずつ御準備をしております。ですが、実際に点字で投票される方は非常に少なく、ここ数年、長年ですね、点字投票は1票ずつということになりまして、視覚に障がいのある方もほとんどの方は、代理投票を利用されている状況でございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

4番（水ノ江晴敏）

はい。ありがとうございます。

それでは、5点目でありますけれども、選挙公報についてでございますが、答弁にございましたとおり、県内において31町村のうち16の町村が選挙公報を配布しているということで答弁をいただきました。

近隣においても、芦屋町と岡垣町も配布されているということでもあります。私もこれは昨年ですね、町会議員の選挙がございました。その中において、そういう町民の方々の声が耳に入りましたので、今回こういう形で質問をさせていただきました。

やはり候補者が分からないという、そういう声がやっぱりあるということもございます。そういう意味で、近隣の市町村がこの選挙公報を配布しているということの実績というか、ありますので、内容を読みますと、配布するのに時間的に厳しいというところは、答弁にありますけども、この31町村のうちの16の半分が公報ですね、配ってるということの現実がありますので、そういう意味を踏まえると、やっぱり水巻町もそこにおいて何かアクションを起こしていただいて、できれば配布をお願いできるような形ができればいいのかなというふうには思っております。

それと、6点目でございますが、投票所での移動支援の件でございます。答弁にいただきましたとおり、近隣において遠賀町と芦屋町が、コミュニティバスを使っただけの移動支援をやっているということでの答弁がありました。

答弁の中にも公共交通の抜本的な今見直しということですね、町がされているということでございますが、現時点で期日前投票は福祉バスを利用して可能でありますけども、やはり当日ですね、この日曜日の当日が、今現状としては福祉バスは動いておりません。だから、日曜日の投票日にどうするかという問題が、一つあるのではないかなというふうには思っております。

その中において、やはり水巻町としては何らかの支援をしていただくのがいいのかな、弱者にとってそういうものが必要ではないかな、というふうには思っておりますので、ぜひこれも検討していただいて、なるべくですね、そういう動けない方、足の確保ができない方にとって、投票できる環境を整えたいかなというふうには思っております。

7点目の期日前投票所へのことでございます。今、101会議室が期日前投票ということになっております。私も常々、ずっと思っております。あそこのちょうどもう道が曲がってのカーブのところですね。やはり、投票者にとってなるべく近いところに、車を止めて投票したいということで、横づけするような形を多々見ております。

だから、答弁にありましたとおり、第4駐車場ですかね、開けてもらってるけれども、現実的にはそこが使われていない状況で、空っぽの状況を私も目にしております。駐車場が大切であるというのには思っております。

そういう中において、やはり駐車場確保ということで、私が個人的に思うことでもありますけども、できたら一番近い、101会議室に近い第5駐車場ですね、その一部を少し何台かでも利用できるものがあればいいかなというふうには思っております。そういう要望を出したいというふうには思っております。

今まで過去の選挙において、この中央公民館が、期日前投票所の会場として使用されていたことがあったと思いますけれども、その経緯についてお伺いをいたします。

議 長（白石雄二）

川橋課長。

住民課長（川橋京美）

はい、御質問にありますとおり、令和3年10月の選挙の際に、中央公民館で期日前投票を行っております。

当時、当初から予定していた町長選挙の執行日と衆議院議員選挙の執行日が重なりまして、町長、町議の補欠選挙、それから衆議院の3つの投票ということで、3つの投票を1か所で行わなければならなくなりまして、101会議室では会場設営が不可能であったため、急遽他の会場をあたりました。当時は、中央公民館は、新型コロナワクチンの集団接種会場として使用しておりましたので、体育センターですね、第1駐車場の隣の体育センターで、期日前投票と当日の第4投票所の投票、それから開票までを行うように準備を進めて、会場変更の広報もしておりました。

その後ですね、ワクチンの集団接種が予定より早く終了して、中央公民館が空くことになりましたので、その第4投票所と開票所を通常どおりの大ホールに戻しまして、期日前投票所も中央公民館に変更したという経緯がございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

4 番（水ノ江晴敏）

はい、ありがとうございました。できたら私の要望としては中央公民館がですね、期日前投票になればいいかなというふうには思っております。

私は、これまで多くの選挙の開票立会人として、開票に立ち会ってきました。近年の集計作業時間は、年々短くなっている感じがいたします。選挙の開票結果が、早く公表されるのは良いことだというふうに思っております。

その要因についてお伺いをいたします。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

住民課長（川橋京美）

お答えいたします。

開票につきましては、投票用紙の読取分類機ですとか、計数機の導入、それから開票事務従事者への事前説明、効率的な作業の流れを工夫するなど、そういったことを行いまして、正確でかつ迅速な開票を心がけております。

また、開票立会人の方の御協力が不可欠でありますので、投票日前日に説明会を行いまして、開票の流れなどをご理解いただいた上で、開票立会に当たっていただいておりますので、これまでスムーズに開票を進めることができっております。

以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

4 番（水ノ江晴敏）

はい、分かりました。やっぱり実際に開票に当たっている職員の方がしっかり対応してもらって、いろんな案を出して、できるだけ早く事務的な作業が進められるようなものもされてるということで、また引き続き、今年なり来年なり選挙がございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、最後の質問といたします。知的障がいのある子供に投票させたいと思ひていても、法令でやっていけないことが多くあり、不安であるとの声があります。そうした悩みを解決するために、知的障がい者の家族や支援者のために、投票支援ガイドブックを作るべきと考えますが、いかがでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

住民課長（川橋京美）

御質問にお答えいたします。

今まで御説明いたしましたとおり、投票所までお越しただければ、従事者が法令に抵触しない範囲で支援ができますが、投票に行こうと思ひ、投票所に来ていただくまでのハードルが高い方もいらっしゃると思ひます。

その意味で、知的障がい者の方ですとか、その御家族や支援者の方に対して、事前に投票の仕方や心配事の解決方法などをお示しできれば、障がいのある方の投票につながる可能性も大きいと思ひますので、関係課に相談しながら先進事例を調査したいと思ひます。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、水ノ江議員。

4 番（水ノ江晴敏）

投票環境が整うことは、障がいのある人たちのためだけではありません。もしかして、今後健康な人やその家族が不自由な体になるかもしれません。水巻町として、安心して投票できる環境の整備と障がい者への支援を強く要望いたしまして、私の再質問を終わります。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、亀元議員。

5 番（亀元公一）

5 番、亀元です。軟骨伝導イヤホンの窓口での導入について、再質問いたします。

早々ですね、提案を受け入れていただき、ありがとうございます。現在、受話器タイプの集音器を設置しているということですが、どちらの係に設置されているのか、また、実際にどのくらい利用されているのかお伺いします。

議 長（白石雄二）

はい、船津課長。

福祉課長（船津未華）

質問にお答えいたします。

受話器タイプの集音器ですけれども、福祉課の障がい支援係のほうに設置しております。

利用については、年に数回利用があるかどうかといったところでございます。受話器タイプは、片方の耳で使用するために聞き取りにくい場合もあり、使用に抵抗を感じる方もいらっしゃるようです。

軟骨伝導イヤホンであれば両耳で使用するため、受話器タイプよりも明瞭に音を聞き取ることができるため、利用者も増えるのではないかと考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

亀元議員。

5 番（亀元公一）

試験的に導入されて効果が出るということになれば、ぜひ今後、様々な場所で行っていただきたいと思います。係としてはどういった流れで導入していくのか、ぜひお聞かせください。

議 長（白石雄二）

船津課長。

福祉課長（船津未華）

まず、高齢者の来庁が多い福祉課の高齢者支援係の窓口のほうに、試験的に導入する方向で検討しております。実際の利用状況などを鑑みて、どこに設置することが最も効率的なのかをまた検討していきたいと思っております。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、亀元議員。

5 番（亀元公一）

今後、例えば中央公民館とか、いきいきほーるとか、また大きな高齢者の集会等において、使用していただくような方向で、この軟骨伝導イヤホンを広げていただけると、とても助かるなと思います。

今後、また老眼鏡のように手軽に使えるようになると、とても助かると思いますので、一度ですね、多くの課長さん方も試していただいてですね、その良さを味わっていただきたいと思います。私も高齢者の部類ですが、ぜひ使いながら試していきたいと思います。

そこで最終的には、町長にもぜひ使っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

なかなかいい話ですので、ぜひ利用させていただきたいと思います。

議 長（白石雄二）

亀元議員。

5 番（亀元公一）

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長（白石雄二）

松野議員。

3 番（松野俊子）

3 番松野です。学齢期の発達障がいの支援について、再質問させていただきます。

まず初めに、放課後等デイサービス事業所についてですね、教育長答弁の中に答えていただいていたのと、ちょっと重複するかとも思うんですが。放課後等デイサービスっていう言葉がいろいろ学童保育とかですね、通常学級に通ってらっしゃるお子さんが、放課後通われてる、敷地内にある学童保育とかと混乱されたりとか、そういったこともあるかとも思うんで、再度確認させていただきます。

この放課後等デイサービス事業というのは、児童福祉法で明記されてる支援事業で、障がい児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるように、障がい児の身体や精神の状況、並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものであるということで、重要な要素としては自己肯定感、達成感、仲間の形成、

孤立の防止といったことが重要な要素で、また、健康・生活、運動・感覚、認知・行動、言語・コミュニケーション、人間関係・社会性などが重要な領域として5つ挙げられております。

また、その事業所は総合支援型と、その特徴を持った特定プログラム特化型とか、そういったものもその事業所の方の資格とか、様々な資格を取ってあるようですけども、その方の個性で各事業所様々にやってらっしゃるのが、放課後等デイサービスということでございます。その上ですね、再質問させていただきます。

この放課後等デイサービス事業者と学校、特に学級担任とか、相互に協力し合うことが必要であるというふうに考えます。児童・生徒一人一人に寄り添った対応が必要と考えますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

議 長（白石雄二）

高祖課長。

学校教育課長（高祖 睦）

はい、松野議員の御質問にお答えをさせていただきます。

現在、各小・中学校での教職員の業務を遂行する上で、教職員が大切にしていることがございます。子供第一に考えて、保護者に寄り添うということを念頭に置いて子供の指導に当たっていただいております。

保護者のご依頼により、子供のために話し合いが必要となる場合とか、学校側において個別の対応が必要になった場合、保護者のご了解のもとですね、放課後デイサービス事業者も同席いただき、お話し合い、お力添えいただくこともあろうかと考えております。

いずれにいたしましても、学校、保護者、あとは放課後デイサービス事業者、双方にですね、御協力・連携を行いながら、子供の育成など将来を見据えた支援を行って参りたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、松野議員。

3 番（松野俊子）

はい、その放課後等デイサービス事業者からのちょっとお声なんですけども。放課後に、放課後等デイサービス、「放デイ」「放デイ」と言っているみたいなんですけども、「放デイ」の事業者が各学校を回って、その事業所に通われている児童・生徒を迎えに、事業者の方が車で行くわけです。で、幾つもの学校の生徒を、事業者の方は掛け持ってお迎えに行かないといけないので、その原則学校の下校時間っていうのは、決まっているとは思いますが、クラスの状況等で前後することもあるようなんですね。

そういったときに、次の学校の生徒を迎えに行くのを待ってるっていうことで、ちょっと最初に遅れたりするとずっとそれが焦って迎えに行くということもあったりしてて、非常にそれ

が大変だっという話を聞いたことがあります。

放デイの事業者の方と学級担任との連携ですね、学校もそういう下校時間とかの情報は、だんだん開示するようになってきてるというようなお話もちろちらとお聞きするんですけども、そういった連携について、再度お尋ねをいたします。

議 長（白石雄二）

高祖課長。

学校教育課長（高祖 睦）

はい。松野議員の御質問にお答えします。

ちょっと答弁でもご説明をさせていただいたんで、原則、保護者が利用契約されておりますので、保護者がまずその事業者に伝えるべきものだとは思っておりますが、放課後等デイサービス事業者側もですね、多くの児童・生徒の送迎を行っていただいていると、先ほど松野議員からおっしゃっていただいたことは、こちらのほうも承知しております。

事業者の方もお困りのことと思いますので、まずは下校時間・行事案内等、保護者にお配りしている書類等につきましては、事務室のほうにですね、まずは御準備をさせていただき、事業者等にも持って帰っていただくような、そういった取組はしております。

ただ、先ほど言われたように学校での活動の中でですね、どうしても前後する場合がございますので、そういった場合他の学校に迎えに行く児童に対しても、ちょっと御不便をかけるかと思っておりますので、そこら辺は担任の先生におきましてですね、お迎えの時間等に配慮していただくよう、今後とも努めて参りたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、松野議員。

3 番（松野俊子）

はい、前向きな御答弁ありがとうございます。学級担任の先生方がクラスで、放課後等デイサービス「放デイ」に通っている生徒さんていうのは、把握してらっしゃると思うので、一定の時間になったらクラスの先生のほうからでもですね、「時間になったよ」とかいう、そういうちょっと後押しとか声かけをしていただけたら、また一段とスムーズに連携がいくと思っておりますので、そういった点もお伝えのほどよろしくお願いたしたいと思っております。

次なんですけど、その次はですね、福岡就学サポートノートの件についての答弁で、学校のほうで個別の教育支援計画というものを作成しておりますと――。いろんな情報を集めて、その生徒に対して、個別の教育支援計画を作成されていますとのことなのですが、その個別の教育支援計画といったものの内容をもう少しお聞かせください。

議 長（白石雄二）

高祖課長。

学校教育課長（高祖 睦）

はい。松野議員の御質問にお答えいたします。

個別の支援計画につきましてですね、福岡就学サポートノートは基本、保護者側で作成していただくことが数多くありまして、個別教育支援計画につきましては、学校側ですね、様々な関係機関、例えば保護者の承認を得て、その子の教育支援計画に携わっていただいております。幼稚園とか保育園、そういったところで情報収集をさせていただき、作成をさせていただいております。

その子の教育支援計画を策定するものですが、内容は児童・生徒の実態や特性、例えば好きなことや得意なこと、また配慮する点や目指す児童・生徒像など、指導を記録するものになっておりまして、全国的に使用されている様式というふうになっております。

また、1回使えば終わりというわけではなくて、日々の活動内容等、記載するところがございますので、そういったところで活用をされているというふうになっております。作成した後、小学校から中学校、また高校へとこれをつないでいっているものというふうにはお伺いしております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、松野議員。

3 番（松野俊子）

はい。この福岡就学サポートノートというのは、答弁のほうでもおっしゃったように、保護者の方が保管して、生まれてからずっといろいろな関係機関だとか、家での様子とか、そういったものをずっと記入して、それを学校とかいろんなところに、こういうことなんですっていう形で、お見せしたりとか、また、いろいろな関係機関から、病院だとかいろんなところから記入してもらったりとか、ずっと小・中・高、どうかしたら就職先にまで提示することができるような、そういったサポートノートなんですございます。

今まで町内ではそういったものを提示されたことがありませんという、答弁があったんですけども、保護者の中には、こういったものなんですけども、福岡就学サポートノートといった、これをずっと役立てて、ずっとその方の息子さんとかも、もう社会人になって仕事をしてらっしゃるとかいうことで、随分役に立ちましたっていうふうにおっしゃってる保護者の方もいらっしゃいます。

どういうふうにご利用されてたかというんですかね、いろいろあると思うんですけども、例えば学期ごとに学級担任と保護者の面談が、普通の通常のクラスの生徒もありますよね、学期ごとに。そういったときにですね、保護者の方はこのサポートノートを学級担任に見せて、例えば、パニックになったときにはこういうふうな声かけしてもらったらありがたいとか、今までこういうことだったとかいうような、そういったものに活用されて、学級担任の方もそれに対して

一言付け加えてくださったりとか、随分、ある意味交換日記じゃないんですけど、そういうような利用の仕方でもできるようなもので、そしてそれが中学、高校とずっとシートとしてですね、これは指導計画と似てるかもしれないんですけども、シートとして情報を次にお渡しすることもできるというふうな、そういったノートになっているようでございます。

どういったときにお声かけして、結局保護者の方が、書くのが好きな保護者の方とか、あんまり書くのが苦手な方とかいると思うんですけども、例えば3歳児健診とか5歳児健診なんかのときに、発達に不安を抱える保護者の方なんかは、周知とかお声かけとかしていただいて、スタートさせるのもいいのではないかと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（白石雄二）

高祖課長。

学校教育課長（高祖 睦）

はい。松野議員の御質問にお答えします。

先ほど松野議員がおっしゃられたように、福岡就学サポートノートっていうのはですね、当該児童・生徒に対して、その育成に対しては、かなり充実した内容の記載をすることができるノートとなっておりますので、できる限り関係各課、例えば健診であれば健康課ですね、そういったところにも御協力いただきながら、このサポートノートの周知徹底をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（白石雄二）

はい、松野議員。

3番（松野俊子）

はい。終盤の質問になってきますが、冒頭の放課後等デイサービス事業についての役割に関連して、再々度お尋ねいたします。

この「放デイ」のサービス利用に際しては、そういう手帳ですね、療育手帳とかそういったものを持っていなくても、例えば医師の診断書や意見書なんかで、その必要性が認められる児童は利用できるという教育長の答弁にもございました。

例えば、不登校で引き籠もっている児童・生徒が、放課後デイのほうには登校できるという、そういったケースも見られるようになっております。

で、「放デイ」っていうのは、様々な生活力向上のための訓練プログラムなんかも準備している事業所もありますので、家で引き籠もってしまっているほど、どれほど励みになるかですね、家族の方も本人もどれほど励みになるかなというふうに考えます。

そこでお伺いしますが、その「放デイ」でですね、放課後等デイサービス事業者のほうからいろんなご意見があった際にですね、学校のほうとかも日常業務で忙しい等々があって、なかなか「放デイ」と連携取るのも難しかったりすることもあるかと思うんですが、例えば、子育て

て世代包括支援センターというのが、子育て支援課の課長が兼務されていると思うんですけども、例えばそういったところがですね、「放デイ」の事業者の相談とか情報とかの潤滑油といいますか連携とかに、そういったものができるのではないかなというふうに思ったりもするんですけども、そういった点については、いかがお考えでしょうか。

議 長（白石雄二）

松井課長。

子育て支援課長（松井 努）

はい。松野議員の質問にお答えいたします。

まず、こども家庭センターにつきましては、令和6年の3月議会の行政報告で御説明させていただきましたが、こども家庭総合支援拠点として子育て支援課に「ほっとステーション」、また、子育て世代包括支援センターとして健康課に「かんがる一む」を設置し、それぞれ相談支援等の業務に取り組んでおりましたけれども、児童福祉と母子保健の一体的支援を行う体制を構築し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行うことを目的として、令和6年4月に水巻町こども家庭センターを設置いたしました。

こども家庭センターの役割といたしましては、妊産婦や子育て世帯、子供を対象に、児童福祉、母子保健の各部門が、各種相談等の場面において把握できた情報を共有しながら、妊娠期から子育て期まで一体的な相談や支援を行うこととしております。

先ほどの放課後デイサービスの事業者との連携ですけれども、その相談において、連携が必要ということになれば、事業者さんとの相談ってというのはあろうかと思っておりますけれども、その辺はもうケースケースによって把握していただくような形になろうかと思っております。

以上となります。

議 長（白石雄二）

はい、松野議員。

3 番（松野俊子）

はい。ありがとうございます。

要望としても入るんですが、教育長の答弁にありましたように、水巻町は子供を第一に考え保護者に寄り添うという、それを共通認識で進めて参るということでございますので、今、幾つも答弁いただいた学校、それから子育て支援課、福祉課、健康課、そして校外の地域にある放課後等デイサービス事業所等の通所機関、そういったところがその子供と保護者にしっかり寄り添って、真ん中に置いて考えていっていただけたら、そこに何か良い道が開けてくると思いますので、何とぞ、今後とも連携等々よろしく願いいたしたいと思っております。

以上で、公明党の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議 長（白石雄二）

以上で1番、公明党の一般質問を終わります。
暫時休憩いたします。

午前 11 時 09 分 休憩
午後 1 時 00 分 再開

議 長（白石雄二）

再開いたします。2番、日本共産党。はい、岡田議員。

8番（岡田選子）

8番、岡田選子です。日本共産党を代表いたしまして、冒頭質問を行います。

1、介護保険について。介護保険制度は2000年からスタートし、福岡県では当時、74市町村で構成する介護保険広域連合が発足しました。当町も遠賀支部に所属しています。その後、構成自治体の市町村合併で減少し、現在は33市町村、5市26町2村で構成されています。

介護保険制度は、保険料改定など3年に1回事業計画を見直しています。今年度は見直しの時期で、今後3年間の第9期事業計画が4月からスタートしました。

そこで次の3点についてお尋ねします。

1、介護保険料について。今回の改定では、保険料が大幅に値上げされました。広域連合の介護保険料はA、B、Cと3グループに分けられており、当町はBグループです。Bグループは第8期と比較して、442円値上げの5,969円に改定されました。これは24年前の、第1期保険料の2倍以上の保険料になります。高齢者を取り巻く状況は長引く物価高騰の中、実質年金額は下がり、可処分所得が減り、多くの高齢者が重い負担に悲鳴を上げています。今回の介護保険料値上げは高齢者にとって、さらなる大きな負担となるものです。

広域連合議会では、これまで党議員の基金繰入れによる保険料引下げを求め続けた結果、第8期保険料を引き下げることができました。広域連合令和4年度決算では、介護給付費準備基金が57億3,000万円以上も積み立てられています。これは被保険者から取り過ぎた保険料ということができます。この基金を使い保険料の引下げを、広域連合に求めることが重要だと考えますが、いかがですか。

また、国の負担割合は、介護保険制度ができる前の介護費用には50%負担だったものを、今では25%と減らし、国民と利用者の負担が増え続けています。国庫負担割合を25%から30%に引き上げるよう国に求め、要望するべきだと考えますが、いかがですか。

2、訪問介護の介護報酬について。今年度の介護報酬改定で、訪問介護基本報酬が2から3%引き下げられました。訪問介護事業者の経営を支えるのは基本報酬です。度重なる国の改定で、訪問介護事業所の約4割が赤字経営です。

専門家は「訪問介護は在宅介護の要です。生活がちょっと崩れ始めたという初期に、掃除、洗濯、調理、買い物など週1回の生活援助から始まり、終末期には1日数回の身体介護と生活援助で、在宅の看取りを支えています」と発言しています。また、2月に放映された「羽鳥真一のモーニングショー」では、「在宅介護の終わりの始まり」と報道しました。

介護予防の観点から訪問介護基本報酬の引上げを、国や県に町として要請することを求めます。いかがですか。

3、補聴器助成について。我が党はこれまで、一貫して補聴器助成制度の創設を訴えてきました。全国では今年4月時点で270自治体、県内では8自治体と広がっています。現在の制度で補聴器購入の補助を受けるには、障害者手帳の保有者で、聴力レベルが70デシベル以上の方に限られ、その取得は困難なものとなっています。高齢になるとほとんどの方が難聴になると言われています。補聴器を購入したいが高額で買えない、補聴器購入の助成があると助かるとの声が広がっています。

そこで、認知症予防、自立支援として、介護保険制度を利用した町独自の補聴器購入時の助成を考えてはいかがでしょうか。広域連合内でも、小竹町、太刀洗町、吉富町の3自治体が介護保険制度を利用した助成をしています。当町でも可能です。補聴器購入助成制度の創設を求めますが、いかがですか。

2番目、教員の働き方と学校教育の充実について。長時間労働や志願者減少の影響から全国で教員不足に拍車がかかっています。この要因の一つが、教員の異常な長時間労働です。過労死の悲劇さえ生み出しています。

文科省の2022年の調査では、小・中学校とも持ち帰り残業も含めた1日の労働時間の平均は約11時間半に上り、中学校では4割近い教員が、過労死認定ラインの月80時間を超える時間外労働をしています。精神疾患による休職者数も過去最多を更新し続け、22年度は6,539人です。

学校現場が直面しているのは、6,000人以上も精神疾患で休職しているような過酷な教員の長時間過密労働の問題です。「教員の長時間勤務に歯止めをかけ、豊かな学校教育の実現を求める教育研究者有志の会」は、教員にも残業代を支給する、学校の業務量に見合った教職員を配置する、これらを実現すべく教育予算を増額する、という3点を要望し18万人を超える署名を提出しました。

この状況に、文科省は中央教育審議会に長時間労働解消に向けた特別部会を設置し、1年近い議論を経て、5月13日に「審議まとめ」を策定しました。しかし、それには教員増も残業代の支給もなく、教育研究者有志の会の署名に託された現場教員の願いを裏切り、現場で困っている人たちの願いに全く応えようとしていない、リスペクトもない、とんでもない内容でした。現場からは失望した、零点だとの怒りの声が渦巻いています。

全国知事会などは、教職員の配置基準を定めた義務教育標準法の見直しによって、職員の定数改善を求めています。

そこで、お尋ねします。

1、本町における今年度の教員不足の実態は、4月時点で南中学で1名、伊左座小学校で1名、猪熊小で1名、病欠が1名とのことです。

教員不足の要因となっている教員の長時間労働の最大の原因は、1人当たりの業務量が多過ぎることです。業務量を減らすためには、持ち授業数の削減や少人数学級、そしてそのための教員の抜本的増員が必要だと考えます。

豊かな学校教育は、豊かな教師、豊かな教育環境から育まれるものと考えます。教員の業務

量を大幅に減らし、業務量に合う職員数を配置することは早急に求められています。町教育委員会として、教員不足の要因となっている教員の長時間労働を解消するために、どこから取り組むお考えか、お尋ねいたします。

2、教員の業務量を減らすためにも、小学校の30人以下学級、中学校での35人以下学級は、早急に実現するべきと考えますが、いかがですか。

3、子供の貧困が言われる中、文化・芸術分野は特に格差が生まれがちです。すべての子供たちが音楽や劇、美術館、博物館など生の豊かな体験をすることは、心を育て、感性を磨き、豊かな子供を育てる学校教育において不可欠だと考えます。本町の学校教育において、そのための予算を確保することが重要だと考えますが、いかがお考えですか。

4、子供の貧困と子育て支援、そして教育は無償であるという憲法26条に基づき、学校給食の無償化と補助教材の無償化に取り組む自治体が増加しています。これらが無償とすることは、子育て支援というだけではなく、一時的な現金給付ではない制度として現物給付がされることは、地域経済にも影響を与えます。経済の好循環が生まれます。

これまでの答弁では国の施策、補助を待つとのことですが、子育て支援としての観点だけでなく、地域経済や子供の学力、豊かな経験などマクロ的な視野で考えると、教育の無償化の持つ意義は大変大きいと考えますが、いかがお考えでしょうか。

3番目、水巻駅南口改札と駅前広場の改善について。水巻駅南口の改札は、これまではJRに勤務経験のある人を、町が駅南口管理業務委託料約380万円で委託していました。ところが、今年度4月より町は、改札業務の全く経験のない一般の方を水巻町スタッフとして朝7時半から9時、夕方5時から夜9時までの5.5時間常駐することとしました。このスタッフの方は、一切JRの業務には携わず、改札周辺の清掃と駅利用者の簡単な質問に答える程度です。改札機や券売機の故障などには対応できません。

現在、水巻駅のJRの本数は、通勤・通学時間帯の朝6時台、7時台が最も多く、この時間帯に北口も併せて、改札に常駐スタッフのいない空白の時間帯があり、この間にトラブルが発生した際には誰も対応する人がいません。特に南口では券売機の故障、改札機の故障が頻繁に起こっており、通勤者は仕事に行かなくてはならないのに、路頭に迷う事件が発生しています。

南口駅前広場は六、七億円もかけて立派に建設され、駅利用者の増加も期待しての施策だったと思われます。しかし、駅の改札で利用者がトラブルに巻き込まれ、トラブルを解決してくれる人が誰もいない状況があることは、住民サービスとしては大変不十分であり、利用する住民に不安さえ与えています。

そこで、お尋ねします。

1、南口にこれまでのようにJRの改札業務ができる人を配置するか、あるいは、北口も含め朝の常駐時間を早くするなど、通勤利用の方に迷惑がかからないようサービスを充実するべきだと考えます。水巻駅利用者のサービス向上について、JRとどのような話をしてきたのか、改善策を求めます。いかがでしょうか。

2、水巻駅南口広場に喫煙所が設置されています。鹿児島本線沿線において、喫煙所を設置しているのは博多駅、小倉駅などの大きい駅だけと聞いています。町民の健康を守る観点からも、駅前広場の公共の場で喫煙を許可していることは、町の健康推進施策にも反します。駅前広場

から喫煙所は廃止するべきと考えます。答弁を求めます。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、町長。

町 長（美浦喜明）

初めに、介護保険についての御質問にお答えします。

介護保険制度は、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、介護が必要な人を社会全体で支える社会保障制度です。介護保険制度に必要な財源は、公費で半分を賄い、残り半分を40歳以上の方の介護保険料で賄っています。公費の負担割合は、国が25%、都道府県が12.5%、市町村が12.5%。また、保険料の負担割合は、全国の65歳以上の第1号被保険者と、40歳から64歳の第2号被保険者の人口の割合により国から示され、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となっています。

まず、1点目の介護保険料についてのお尋ねですが、第1号被保険者の保険料については、3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づき、3か年の介護サービス給付費の第1号被保険者の負担分と65歳以上の人数から基準額を算出し、その基準額を基に所得に応じて段階的に決定されています。

福岡県介護保険広域連合では、設立当初、すべての構成市町村で均一の保険料としていましたが、高齢者1人当たり給付費の構成市町村格差が2.5倍あり、給付と負担の公平性の観点から、平成17年度からグループ別保険料を導入し、給付費の高いほうからA、B、Cの3つのグループに分けて保険料を設定しています。

本町は、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画において、Bグループに属し、介護保険料の基準額である月額が5,969円となっており、第8期と比べて442円の増額となっていますが、福岡県平均6,295円、全国平均6,225円と比較すると低い水準になっています。

また、国は介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化することで、低所得者の保険料上昇の抑制を図ることとし、第9期における標準所得段階について、これまでの9段階から13段階に拡大し、高所得者の基準に乗じる割合を上げることで、低所得者の割合を下げる改正を行いました。

福岡県介護保険広域連合では、第8期から国の標準所得段階を上回る25段階に設定し、負担能力に応じたきめ細かい保険料設定を行っています。さらに、第1段階から第3段階の低所得者層の公費による負担軽減措置について、国が示した割合よりも低い率を適用し、低所得者の保険料上昇の抑制にも取り組んでいる状況です。

介護保険給付費準備基金については、令和4年度決算において約57億3,000万円となっていますが、令和5年度の保険料引下げの財源として19億5,000万円の繰入れを行っているため、令和5年度末残高は約53億円となる見込みです。

そこで、介護保険給付費準備基金を活用した介護保険料軽減の実施についてですが、第9期

の介護保険料を決定する過程において、既に介護保険給付費準備基金を令和6年度から令和8年度の3年度に分けて、約45億円繰入れを行うことで保険料の金額が決定されているところです。

また、国に国庫負担割合を25%から30%に引き上げるように要望することについては、介護保険の制度設計の根幹に関わることであり、全国介護保険広域化推進会議から国に対して要望しておりますので、今後の状況を注視していきたいと考えております。

次に2点目の、訪問介護の介護報酬についてのお尋ねですが、令和6年度の介護報酬改定は、多くのサービスの基本報酬が引き上げられ、報酬改定率は1.59%プラスとなり、その内訳は0.98%が介護職員の処遇改善に、0.61%が各種サービスの基本報酬やほかの加算などに配分されます。

今回、訪問介護の基本報酬は、令和5年度介護事業経営実態調査において、全サービスの収支差率が2.4%のところ、訪問介護は7.8%と平均を上回ったため、引き下げられております。しかし、全産業平均よりも低い介護職員の賃金を引き上げるために、今回の改定では、処遇改善加算に重点をおいた改定が行われており、既存の処遇改善関係の加算を一本化した介護職員等処遇改善加算を創設し、加算率の引き上げが行われました。その中でも訪問介護については、他のサービスよりも一番高い加算率が設定されている状況です。そのため、今回の改定による事業所への影響について、福岡県介護保険広域連合とともに注視していきたいと考えております。

最後に3点目の、補聴器助成についてのお尋ねですが、まず、難聴、いわゆる聴覚障がいには、障がいになった部位により、伝音性、感音性、混合性難聴に分類されています。高齢者に多い難聴は感音性難聴の一種であり、内耳、聴神経、脳に原因があるもので、音が響くことで言葉の明瞭度が悪くなっている状態です。また、その程度が両耳の聴力レベルが70デシベル以上の方や、片方の聴力レベルが90デシベル以上かつ反対側の聴力が50デシベル以上の方は、身体障害者手帳の聴力障がいが一番軽い6級に該当します。

手帳の交付を受けられた方には、身体上の障がい箇所を補うための補装具の購入等の助成制度があり、補聴器購入の公費助成を受けていただくことが可能となっております。また、同様に視覚障がいのある方や肢体不自由の方も身体障害者手帳を取得することで、眼鏡や歩行補助具等の補装具購入費の助成が受けられます。

そのため、身体障害者手帳の認定基準を満たさない難聴者へ町独自に補聴器の購入費を助成することになれば、身体障害者手帳交付の対象とはならない障がいをお持ちの方にも、等しく購入費の助成を検討する必要があると考えております。

また、福岡県介護保険広域連合の構成町で、保険者機能強化推進交付金を活用した事業として、高齢者の補聴器購入時の助成事業を実施していることは把握しております。この保険者機能強化推進交付金を活用した事業は、介護保険事業計画の実施期間である3年間に、新規で開始した事業に活用することができます。しかし、平成30年度から令和2年度までの第7期計画期間において、保険者機能強化推進交付金を活用した場合は、第8期の計画期間における保険者機能強化推進交付金の活用が認められませんでした。そのため、一時的には財源の確保はできますが、その後は町の単費事業となることが想定されるため、将来的な財源の確保が見通せ

ない中では、持続可能な制度を創設することは難しいと考えており、町独自の購入費用助成制度について検討する予定はございません。

次の、教員の働き方と学校教育の充実についての御質問は、後ほど教育長に答弁させていただきます。

次に、水巻駅南口改札と駅前広場の改善についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の、水巻駅利用者のサービス向上について、JRとどのような話をしてきたのか改善策を求めます、とのお尋ねですが、JR水巻駅は昭和36年に開業され、長い間北口のみで営業を行っていました。しかし、国道3号より南側地域の人口が増加するにつれ、それまで北口のみであった改札口を駅南側にも設置してほしいとの町民の要望が高まり、平成8年に水巻駅南口として町が整備し、JR利用者の利便性の向上を図ってまいりました。

平成27年には、国、JR、町の3者負担で駅北口にはスロープを、南口にはエレベーターを設置し、高齢者や障がい者の皆様が待ち望まれていたバリアフリー化が完了いたしました。

このような中、南口前面の土地は私有地で、この土地を借り上げて南口や駐輪場を整備していたため、仮に土地の返却を求められた場合は、南口は閉鎖しなければならなくなる状況でした。また、安全面においても、路上での送迎や歩道整備等が不十分であったため、歩行者、自転車、自動車の動線が交差し、危険な状況が続いていました。

そこで、これらの課題を解決すべく、平成28年に私有地であった南口周辺の用地を町有地と交換し、仮設ロータリーと駐輪場の増設、福祉バスの停留所の移設を行いました。さらには、平成30年度から、踏切南側交差点の渋滞緩和や、歩行者・自転車の安全確保、歩道やロータリー、駐車場や駐輪場の整備など、交通結節点としての機能向上を目指し、頃末南地区都市再生整備事業に着手し、令和4年度に完了しました。

このように、水巻駅周辺に係る解決困難な多くの課題をハード整備により解決しながら、今日の水巻駅の姿となっています。

水巻駅運営体制の協議については、令和5年6月にJR九州より申入れが来ております。申入れの内容は、JR九州ではこれまでグループ会社に業務委託していた九州内の駅運営について、令和5年10月よりJR九州直営とする運営体制の変更を行うといった内容のものでした。本町が運営に係る費用を全額負担している駅南口につきましては、南口が開業した平成8年よりJR九州、町、JR九州サービスサポート株式会社と3者契約を行い、JR九州サービスサポート株式会社が運営を行ってまいりました。

JR九州からは、南口の運営がJR九州直営となることで、委託料の大幅な増額が提示されました。また、委託料の増額が困難な場合は、南口のIC専用改札口化、または案内、清掃を中心に町が行う南口直営化が提案されました。

本町としましては、これまでと同じ委託料でJR九州の職員に対応していただきたいとの申入れを行いましたが、会社として対応できないとの回答でしたので、令和6年度より町直営で南口の運営を行っているところです。

北口も含め係員の朝の常駐時間を早くすべきとのことですが、南口で改札等のJR九州に起因するトラブルが発生した場合は、北口に連絡し、JR九州の係員が対応する取り決めになっております。そのため、水巻駅の営業時間が7時30分から20時と決まっている以上、南口の

常駐時間を早めることは困難であります。本来であれば、水巻駅利用者のサービス向上については、JR九州が責任をもって行うものであると考えますが、南口に常駐している町スタッフのスキルアップに努めるなど、本町におきましてもさらなる改善に努めてまいります。

次に、2点目の駅前広場の喫煙所の廃止についてのお尋ねですが、受動喫煙による健康への影響を防ぐため、受動喫煙対策を努力義務として盛り込んだ健康増進法が平成14年に制定され、公共交通機関やオフィスなど、様々な場所で禁煙の取組が広がっていきました。

平成30年には、「望まない受動喫煙をなくす」、「受動喫煙による健康への影響が大きい子ども、患者等に特に配慮する」、「施設の種類や場所にあった対策を実施する」、との3つの趣旨で健康増進法が改正され、令和元年7月1日から、学校、病院、児童福祉施設等、行政機関の庁舎等では敷地内の禁煙が義務化されました。

令和2年4月1日からは、全面施行となり、学校・病院・児童福祉施設等、行政機関の庁舎等以外の多数の人が利用する様々な施設が、原則屋内禁煙となりました。改正後の健康増進法においては、原則屋内禁煙としているものの、屋外については禁煙等の措置は講じていないため、例えば、駅前や商店街などの場所においては、望まない受動喫煙対策を講じる観点から、屋外分煙施設を設置し、当該分煙施設内で喫煙可能とする対策をとっている自治体も全国的に散見されます。

南口広場におきましては、受動喫煙や吸い殻のポイ捨て防止のため、広場内に1か所、灰皿を設置しておりますが、南口広場は禁煙区域ではないため、灰皿を撤去することにより、特定の場所以外での受動喫煙や吸い殻のポイ捨てが増加し、現状より環境悪化が懸念される状況も考えられることから、これらの状況を慎重に観察しつつ、良好な環境が確保されるよう対策を検討してまいります。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、教育長。

教育長（小宮順一）

教員の働き方と学校教育の充実についての御質問にお答えします。

まず1点目の、町教育委員会として教員不足の要因となっている教員の長時間労働を解消するため、どこから取り組むお考えかとお尋ねですが、水巻町教育委員会では平成31年4月に水巻町教職員の働き方改革取組指針を策定しました。令和4年4月には一部改訂し、現在、町のホームページに学校における働き方改革の専用ページを設け、家庭や地域の皆様へ、学校の働き方改革の必要性についてご理解、ご協力いただきたい内容などを掲載しております。

指針では、教職員の意識改革や業務改善の推進、部活動の負担軽減、教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等といった観点で取組を実施するようになっております。

教職員の意識改革の観点では、勤務時間の適正な把握や定時退校日の推進、学校閉庁時刻や閉庁日の設定を行い、保護者や地域住民の皆様の理解を促す啓発についても取り組んでおります。

業務改善の推進の観点では、授業準備等の支援、校務のデジタル化、学校に関する調査の削減、実施事業の見直し、文書事務の見直し、学校給食費の公会計化等に取り組んでいます。

部活動の負担軽減の観点からは、部活動休養日の拡大や部活動指導員の配置を中心に取組を進めております。

教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等の観点では、スクールカウンセラー等の専門スタッフの活用や事務職員の機能強化・学校運営への参画、コミュニティスクール、いわゆる学校運営協議会の推進、地域等と連携した登下校時の安全対策の推進に取り組んでいます。

それぞれの観点からの取組については、進んでいるところ、いないところがございますが、例えば学校閉庁時刻や学校閉庁日における留守番電話の対応などは、教職員の時間確保に有効に働いているとのことですし、学校給食費の公会計化への取組については、学校の負担軽減が大きく図られたものと思っております。

また、部活動の負担軽減として、部活動休養日を週当たり2日以上とし、平日及び土曜、日曜にそれぞれ1日以上休養日を設定しており、さらに、部活動指導員の配置の活用に取り組んでいることなども大きな変化であると捉えております。

その中でも、学校が特に進めている取組として、コミュニティスクールの推進がございます。「みんなで育てよう 水巻の子ども」の教育風土を醸成し、地域の人々の理解と協力を得た学校運営を実現するとともに、学校・行政・家庭・地域の適切な関係性の構築により、教職員が子供と向き合う時間を確保し、教育効果を高めるために、学校と保護者、地域の住民の方が力を合わせ、水巻の子供の育成に取り組む環境の整備に努めております。また、コミュニティスクールの推進に当たっては、町議会議員の皆様方にも御理解と御協力いただき、大変感謝しております。この場をお借りし、心からお礼申し上げます。今後とも、未来ある子供たちのために、御協力賜りますようお願い申し上げます。

また、国や県の働き方改革の内容を踏まえ、校長会にて周知を図り、教育委員会と一緒に取り組んでいます。具体的な内容としましては、退勤から出勤までの時間を11時間以上確保できるよう配慮することや、連続休暇取得促進を行っていただくことなどとなっております。そのような取組を通して、教職員が児童・生徒のための質の高い教育の提供の実現を目指し、今後とも推進してまいります。

次に2点目の、教員の業務量を減らすため、小学校での30人以下学級、中学校での35人以下学級の早期実現についてのお尋ねですが、本町における少人数学級の取組としましては、美浦町長の御理解をいただき、令和5年度には小学校全学年における35人以下学級を、令和3年4月の法改正に伴う国の段階的な基準の変更に先駆けて、児童の基礎的・基本的学力の定着を図ることを目的に実施しております。御承知のとおり、令和7年度からは全国の小学校で国の基準に基づき、小学校全学年で35人以下学級の編成が実施されることになっております。

このような状況にあって、昨年度には、今後の児童数の増加に伴う教室不足が見込まれ、これに対応するため、伊左座小学校の増築工事を実施させていただきました。今後、小学校の学級編成を30人以下学級といったさらなる少人数学級に拡大していくことで、新たな教室不足が生じてしまう可能性がございます。

また、学校等教育施設の整備そのものに関する問題に加え、議員からの御質問にもございま

すように、やはり教職員の不足は全国的に深刻な問題でございます。この問題を解決しないことには、さらなる少人数での学級編成は行えないものと考えます。将来の予測が困難な時代にあつてこそ、持続可能な社会の作り手として、子供たちに何が必要であるかを、関係機関の皆様にも御協力をいただきながら、より慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に3点目の、学校教育における音楽や劇、美術館、博物館などの体験に係る予算の確保についてのお尋ねですが、学校における取組といたしましては、校外学習や社会見学による直接的な体験や、総合的な学習の時間を利用した講演会などを実施しております。また、土曜日授業を活用し、地区公民館長を中心に実施いただいております校区ゾーン事業を利用し、地域の皆様と児童・生徒と一緒に体験することのできる観劇会などを行っていただいております。

また、学校教育ではありませんが、生涯学習事業として文化公演などを実施しており、昨年度は9月に「砂と音で描く水巻町のストーリー サンドアートと生演奏」が小学生には無料で入場いただいております。さらに、夏休み限定の「夏チャレ」や科学教室など、子供に対する事業を様々展開しておりますので、多くの児童・生徒に体験していただけるよう周知に努めるとともに、町全体で文化・芸術の推進に取り組んでいきたいと考えております。

最後に4点目の、教育の無償化についてのお尋ねですが、経済的理由により就学が困難な児童・生徒に対しては就学援助費の支援を行っております。

就学援助の項目としては、学校給食の提供、学用品費の補助等があり、小・中学校入学に際しては、新入学学用品費などの給付を受けることができます。議員が言われるように、子供の学力や育成過程において、個人の負担を無くし教育を無償化するために、恒常的に町の財源を確保できるのであれば、その意義は大変大きなものと考えます。しかし、児童・生徒の安全安心の確保のため、老朽化した教育施設全般の補修・改修のための財源の確保も必要となっていることも事実でございます。

給食費の無償化について、福岡県内においても実施する自治体が出ていることは承知しておりますし、学校給食の重要性は十分理解しております。だからこそ、食材価格の上昇下にあつても、栄養バランスのとれたおいしい給食を持続し、提供していくためには、やはり持続可能な財源の確保が必要となりますが、自主財源が乏しく、地方交付税等の依存財源に頼った財政運営を余儀なくされている本町において、副教材費や給食費の無償化に対し、限られた経常的一般財源を使用することは現在のところ難しいものと考えます。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

これより、再質問をお受けいたします。はい、井手議員。

9 番（井手幸子）

はい。9番、井手幸子です。私は初めに、介護保険制度についての再質問を行います。

初めにですね、私、質問の中に、国の負担を25%から30%に上げるように要望してくださいというふうに、要求いたしました。が、今の答弁の中に、ちょっと私も勉強不足でしたが、全国介護保険広域化推進会議のほうで国に要望しているということですね、ちょっと私も知りません

でしたが、ぜひ強く要望していただきたいと思います。

この介護保険制度については、もう 20 年以上になりますが、私も広域連合が発足した時に、協議会から議員として参加をしておりました。

今、全国的にも高齢化が進み、町内においてもそうですが、一つはやっぱり国の制度ですけど、これが年々改悪されてきた——、それは後で述べたいと思いますが、改悪されたことにより、どんどんサービスが切られたりですね、それが大きな問題でもあり、これからの大きな課題だと考えております。

1 番目にですね、介護保険料について再質問をいたします。

今回の改定により、全国的には 6,225 円、広域は 5,969 円とあって、答弁の中では、これは低い水準ですよっていうふうに答弁をされておりますが、逆にですね、A グループは 7,153 円、もうこれ日本一高い保険料になるんですよ。だから、今後、介護給付費を減らしますよっていうふうには抑制させるわけにはいかないの、水巻町も A グループに入る可能性もなきにしもあらずというか、あるわけですよ。

十分な介護給付をしていこうと思ったら、そういうふうになるので、一つはこの保険料について要求をしていますように、広域連合の基金ですよ。いろいろ基金を取り崩して、毎年下げて、上がらないように、値上げを抑制しているっていう答弁でありましたけど、広域連合は、毎年 15 億円以上の基金を積み立ててるんです。

継続可能な制度にするためって何回も言葉出てくるんですけど、今のこの基金のお金っていうのはあれですよ、今の被保険者が払ってるお金、保険料ですよ。それを蓄えてちゅうか、貯めてこれだけの基金があるんですけど、私も議員として町民の皆さんから介護についての相談とかたくさん受けるんですけど、本当に一人暮らしの人にとっては、十分なサービスは受けられてないっていうのは、私は改めて感じております。

これはまた、訪問介護のほうでもちょっと質問したいと思いますが、この基金をやっぱり今使うべきだと思うんですね。困ってる人たくさんいるし、国の制度改悪によってどんどん受けられない人が増えていく。自宅で看取るよっていう当初の制度の目的に全然外れていってるといってのが、介護保険制度の現状だと思います。

だからこのことを、制度を持続可能にするためについていうふうに何回も答弁あるんですけど、やはり私は広域連合のほうに、この基金を今困ってる人たちに使ってください、被保険者の今まで払ってきた保険料だからっていうことをね、いろんな遠賀支部とかいろいろ運営委員会とかあると思うので、そこんところをもう一度強く、町として要望していただきたいというのをお願いしますが、いかがですか。

議 長（白石雄二）

はい、船津課長。

福祉課長（船津未華）

井手議員の質問にお答えします。

毎年繰り入れてる分について、そのまま使うっていうようなお話かと思ったんですが——。

今期についてなんですけれども、53億円の基金がありまして、そのうち45億円を繰り入れております。8億円を残してるような形になってるんですが、この8億円については、今回、国における介護報酬の改定がありましたが、介護職員の処遇改善分として6年度、7年度の2か年分が措置されております。8年度の対応については、処遇改善の実施状況を踏まえて検討するとされておりますので、今回、9期の計画期間中に介護報酬が改定される可能性があります。

事業計画における利用見込みは、実績を基に推計することが国の標準とされております。よって、コロナによる利用控えからの回復により、実績が事業計画を上回る可能性がありますので、そういうことによって、そういう事態のために最低限必要となる8億円を見込んで、8億円を残して45億円を全額保険料の引き下げの財源として繰り入れております。

もし仮にですとね、53億円全額繰り入れた結果ですとね、この計画期中に保険料が不足するっていうことになれば、今度福岡県が設置する財政安定化基金から、その分の借入れを行う形になります。そういう借入れを行いますと、次の保険料に上乗せして償還する形になりますので、これは将来の被保険者にさらなる負担を求めることになりますので、保険料の引下げのために準備基金からの最大繰入れをするとともに、最低限必要と見込まれる額を留保しておく必要があるかと考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、井手議員。

9 番（井手幸子）

今、処遇改善のこと言われたんですよね。それは2番目の訪問介護のところで、それはそれでね、介護事業従事者の給料が安いっていうのは、月で一般の人、常勤でも6万円ですかね、安いっていう統計結果も出てるんで、それはそれで大事だと思うんですけど。

今、私は基金を使って下げなさいっていうふうに、遠賀支部運営委員会ですかね、町長も出られてるんですかね。町長の方からもぜひ意見として出していただきたいんですけど、いかがでしょうか。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

岡田議員から私にちゅうて、私にそれ、指名せんでいいですよ。

[「聞こえた」と発言する者あり。]

聞こえました。町長に言わんかと。

[「地獄耳やね」と発言する者あり。]

この静かな中で聞こえますよ。

それはいいんですけど、ご存知のように遠賀支部でですね、水巻だけがどうのこうのじゃなくて、もうこれはご存知と思いますように、介護保険連合というところで支部長が出て、いろいろ検討した結果です。

だから、今、井手議員がよく、芦屋の共産党議員さんもよく支部で言われてますが、なかなか上のほうにはですね、通用しない。これが現実ですよ。

だから今の基金の云々にしてもですね、そういう中で私たちが言うと、連合は、だからこうしてABCに分け、そして検討しながらやっているという答えが返ってくるわけですよ。

岡垣の町長が支部長です。だから支部長会議も当然あります。岡垣の町長は私よりも行政能力が優れておりますので、そういうことも言っておりますが、なかなかですね、やはり連合の中で基金の使い方等々で、あなたたちがすぐに下げられ下げれと言いますが、全体の中で今やっておりますので、一町村が言っただけで連合が動くということじゃありませんけど、支部長等をお願いして、支部長会議で発言をしていただきたいというふうには考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

井手議員。

9 番（井手幸子）

はい。では2番目の訪問介護報酬のことについて質問をいたします。

先ほど申しましたように、処遇改善加算っていうのはあくまでも、これは従事者に対して加算をされるものであって、訪問介護事業を行っている事業者は、やっぱり訪問介護報酬が基本になるわけで、これが引き下げられると、今でも4割の事業所が赤字ということで、またいろんな医療関係者とかも社会保障協議会とか、そういうところが厚労省に撤回を求める要望書を出しておりますけど、その中でも、これが訪問介護報酬が引き下げられると、約9割の事業所が経営が苦しくなると言われて、要望も苦しくなるから撤回してくださいというふうに要望書を提出してあります。

で、答弁の中に改定による影響を注視するって最後にありましたけれど、注視するぐらいじゃ本当に、介護サービスが受けられる事業所がどんどんどんどんなくなったら、自宅での介護サービスの提供っていうのが本当に難しくなるんですよ。これが将来的に見ても、やっぱり最初のちょっと掃除ができないとかいうときに来てもらって、してもらおうことが、そういう介護予防にも大きな力に影響があると思いますんでですね――。

この件についても、全国的な組織もこの訪問介護報酬を引き下げることが撤回してくださいということを要望してますので、遠賀支部、一つの水巻町でも、やっぱり広域のほうに改めて要望をしていただきたいと思います。

ちょっともう時間がありませんので、補聴器についてですね、ちょっと私が理解し難かった

のが、身体障害者手帳の難聴者に対して補聴器の助成を介護保険でしたときに、手帳の交付の対象とならない障がいをお持ちの方にも等しく難聴だけじゃなくて、眼鏡とかの助成を検討する必要があるというふうに答弁されてるんですけど。

私はあくまでも介護保険制度を使って、高齢者、被保険者に対しての助成をやってくださいと——。現に広域連合内で3町ですかね、3町が実施して、財政面も今言われましたよね、何とか加算交付金が3年で切れる。それでもいいから、とにかく要望はすごく多いわけですよ。だから、とにかくやってみてくださいと。

本当に私たち、多くの町民の方から高いっていうのでね、購入できないからあったらいいよねっていう声はたくさんお聞きしますので、とにかく町独自でやっているとこもあるんだから、その後、3年間は交付金が出る、その後、財政負担が単費になりますよっていう答弁やったけど、私はまずやっていただくことを強く要望しますが、いかがですか。

議 長（白石雄二）

はい、船津課長。

福祉課長（船津未華）

聞こえの維持が、認知症予防や孤立の予防のために必要なことであることは認識しております。そして肢体不自由の方とか視覚障がいの方もですね、外出を控えることによって認知症につながっていくというようなこともあるかと思っております。

その中で3年間だけちょっと試しにっていうとあれですけど、活用してっていうことなんです、やっぱり将来的な財源の確保が見通せない中では、持続可能な制度を創設するという事は難しいと考えます。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

補聴器の件もですね、介護保険料の引下げの件も、介護報酬の件もですね、本当に今の社会が背負ってる、もう大変な思いを今、私たち取り上げさせていただいたものです。

それで、補聴器の件はね、そんなに大きな金額じゃないので、まず100万円からとかでも50万円からでもいいですよ。もう、1人当たり幾らかでもやるっていう姿勢がね、やっぱり必要なんじゃないかな。できない理由はね、いくらでも述べるのは執行部の皆さんお得意だと思いますので、できるために何をどうするかって、何を努力するかっていうような答弁をね、やっぱりいただかないといけないかなと——。今回の答弁も、前回の洞ノ上課長が福祉課長だったときの答弁とほとんど一緒なので、進展がないかなというふうに思います。

それで、ぜひですね、できることから始めていただくという姿勢でですね、予算は、お金はかかりますけれども、やっぱりやる気次第、財源は見つかるかと私は考えております。

教育の問題ですね。長時間労働を解消するためということで、町の取組を聞きました。そしたら前から上がってた——。一般質問を出した日にちが5月29日だったんですけど、ちょうど5月29日に働き方改革のホームページを見たらね、ちょうど載っていました。偶然ぎりぎり間に合ったというような状況なのかなというふうに思うんですけども。

働き方改革ですね、このように書いております。これはもう何年も前から言ってること一緒ですねこれ、何年前からですかね、平成30年、県が出してますよね。県が出してる内容とほとんど一緒です。答弁にあった内容は、町が独自にやってるようなことはあまりないのではないかとこのように思っております。

それで、今何でね、こうやって教員不足と教員の多忙化なのかという根本原因ですよ。これは教育長は現役世代、現役で教員されていましてから、そのときと今の教員の働き方がどれだけ過酷かということの違いは十分ご存知だと思うんですね。それで、やっぱり私が思いますのは、やっぱり教職員の定数が先ほども言いました、全国知事会も要望してますけど、教員の定数が改善されてないんですよ。これ、根本問題だと思うんですね。

それとあと、教育予算。国庫負担がもう2分の1から3分の1に減らされる。いつも私たちが言っております、国家予算も増やせと言っている、OECD37か国のうちの教育にかかる予算というのは、もう36位という、世界でも本当にお粗末な教育予算しか使っていないという、この日本の教育そのものが問題だというのは十分分かっておるんですけども、その辺ですね、教育長の認識をちょっとお伺いしたいと思います。

議 長（白石雄二）

教育長。

教育長（小宮順一）

はい。お答えいたします。本町の教職員も朝から子供たちのために、本当に一生懸命頑張っております。いろんな要因があろうかと思えますけれども、まずは働く教職員が、その教師として働く意味をですね、実感する。教師になって良かったって、水巻町の学校で働けてとっても良かったって。うれしい、楽しい、まずそういう実感を各学校がつくっていくことが、一番大事じゃないかなと思っております。

そのためには、水巻町の小・中学生のことを一人一人の教員が心から愛していただいて、未来の子供たちを育ていこうという志、この高い志を持ってですね、教職という職に就く。そういう仕事の継続がですね、教師になって良かったという誇りや喜びをつくっていくんじゃないかなと思えます。そういう姿を見て、若い学生が教育実習等に来ておりますけれども、教員になりたいという学生がですね、若者が1人でも増えていけばいいのではないかなと思っております。

だから、いろんな要因があろうかと思えますけれども、まず私ども教育に携わる者が、子供たちのために一生懸命、自分の人生をかけて仕事をしていくと。これが根底にあるべきだと、教育の中では、そういうふうに思っております。

私の現役時代のことをおっしゃりますけど、私の現役時代もとっても忙しかったです。朝か

ら晩まで駆けずり回っておりました。でも、後悔していません。とても自分の人生、仕事をしていく上ですね、良かったというふうに思っています。

今働いてる学校の先生方にもですね、ぜひ毎日の仕事を通して、自分の生き方、教師になったその志、そういったものを胸に秘めてですね、頑張っただけで欲しいというふうに思っております。

その背景と申しましょうか、もちろんその時間の問題、働き方改革、時間の短縮の問題、様々今時代の変化の中ですね、あろうかというふうに思っておりますけれども、これはもう日本全体の問題で、学校だけの問題でもなくて、いろんな民間の業種の問題でもですね、人手不足の問題であろうと、あるいは働き過ぎの問題というのは、いろんな面が出てきてるんじゃないかなというふうに思っていますので、国を挙げて全体ですね、今後この先の未来に向かって、どういうふうな社会をつくっていくのかということは、みんなで考えていけばいいんじゃないかなというふうに私は思っております。

以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

今、教員は昔のように、もう教職は、学校の先生は聖職みたいなね、そういう時代じゃなくなってますよね。それ今、令和の時代に今の若者の働き方として、教育長も私も昭和の人間ですけど、もう昭和はもう古いんですよ。だからですね、ただのね、私今の答弁でね、教育長が現場の職員だけの頑張りですね、教育が何とか続けてくれっていうのは間違いだと思います。

教員はみんな、私、今の先生たちは本当に一生懸命やってくさってると思うんですよ。身を粉にして、朝早くから遅くまで。残業したらいけない日には、家に持って帰ったり、また持って帰られないものもあるから、朝、早朝1、2時間早く来てしたりとかですね、ものすごく頑張っただけで——。それで全国で6千何百人もの病気の方も出て、中には現場でのいじめもあるんですよ。やっぱりそういう若い先生たちに対して、古い先生が昔の価値観を押し付けるというようなこともあるかと思えます。

だから、皆さん本当に教員を選んだ人は、やっぱり子供が育つ、教えて成長する、その喜びがあるんですよ。だから教職に就いているわけですよ、みんな。でもそれがね、それが今奪われようとしてるんですよ。時間がない、あまりにも。早く帰っても、その仕事が少なくなるわけじゃないんですよ。業務量を減らすっていうことが大事だと思うんですよ。業務量を減らすにはやっぱり人数を減らさないと、自分が抱える子供の——。

多分、教育長が教員されてた頃はいっぱいいましたけど、今みたいに、先ほど公明党さんの質問もありましたけど、発達障がいの子がものすごくいてですね、本当にそういう子供のフォローもしながら、今の先生たちは本当大変な現場で、親がどんどん偉くなってきて、保護者からの要求もどんどん増えてきてね。

昔は、私たち育ったときは、学校行ったら先生の言うこと聞きなさいよって、先生の言うことを聞くよって言って私も育ちました。だから先生やったんですよ。けど今、先生が先生で

いられないという状況になってきてるでしょ。だから先生たち忙しいんですよ。

だからそれを守るために教育長が何をするか、学校現場をどう救うか、それを教育長に求めたいわけですよ。何ができるかっていうと子供の人数減らすことしかないんですよ。先生が持っている子供の人数――。

それで中学校ですけど、令和7年度から小学校が35人学級になりますね。そしたら中学校にその先生たちを、町雇用の先生たちを回せば中学校ができると思うんですよ、少人数学級が。

今、中学校40人、結構ぎりぎりですよ。水中の1年生なら40人、40人、39人ですよ。こういう40人もの子供たちに責任を持つホームルーム担任って大変だと思うんです。私も教員の経験ありますが、本当に通知表をつけるの30人過ぎたら大変ですよ。二十何人と30人過ぎたら、もう全然仕事量違いますから。

ぜひですね、そういうことで、これは教育長じゃなくて町長に聞いたほうが早いのもかもしれませんが、今の6年生に特別に町長がしていただいているというその少人数学級が、7年度からは国が出すようになるので、そこの部分を中学校に回すということはできませんか。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

まあ、そういう単純な話じゃないと思います。いろいろなまだ、それだけじゃない、学校給食の無償化等々ですね、いろんな要望を私のほうも自民党とか公明党のほうに――。

今日の新聞ですか、芦屋町がボートの益金で、この2学期から給食の無償化をします。岡垣町は中学生に半額の無償化をしています。

そういう今、環境もどんどん変わってきてます。そして公明党さんのほうも、国のほうに給食の無償化を強く、国会議員にも訴えてもらってますし、自民党も同じです。

大体、共産党さんだけが声を今上げて言われますけど、私が町村会の会長して見てみますと、自民党、公明党、立憲民主党等々、すべての、少なくともすべての党と言い過ぎかも分かりませんが、今、学校の給食の無償化等を国会議員の先生も国に上げて、そういう状況の中です。

だから、私としても財源、あなたたちが言うやる気ではできません。やっぱりある程度の財源を確保しながら、持続可能な制度にやっていかないと。

だから、小学校のいち早く35人学級の負担をし、ようやくそこ1,000万ですか、それをまた他のところに使えるというような状況です。

だから、やはりこの、どこでどう判断するかは、執行部が判断をし、議員の皆様にも信を問うところですが、やはり単純に右から左というわけにはいかないということでもあります。以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

いや、単純に思っはおりません。それは公共施設のね、整備資金も貯めているところですし、これから老朽化の問題もあります。それはいろいろ入りますが、やはり根本問題としてはやっぱり教育予算がね、国に対して少ないと思うんですよ、国の教育予算がね。先ほど申しましたように、国庫補助も2分の1が3分の1に減らされてきてますし、定数も改善してもらえないし、もっと学校現場がね、ゆっくりしていれば、こんな先生たちが4月の入学式に担任がないとかいう状況がね、起こらないと思うんですよ。水巻も本当に今、もう綱渡りの状況で先生探してるわけですよ。

この問題は、どこかでやっぱり改善をしていかなければ、日本の教育はこれで大丈夫なのかという問題だと私は思うんですね。だから、しっかり私たちは、それで教育の無償化についても、国に意見書を上げるように何度もこの議会にも提案いたしましたし、教育予算を増やすという提案も何度もこれまでもして参りましたけれども、先ほど、今、超党派的な願いになっていると言われるんですけど、この議会ではなかなか超党派にならないので、その声が届かないんですけど。議会としては届きませんから、もう町長の方がね、やっぱり頑張って言うていただく、教育予算を増やしてくれということをお願いしたいということをお願いしておきます。

それと文化芸術についてです。全然予算を確保するという答弁がありませんでした。それで、私はですね、やはり特に文化芸術の分野っていうのは、格差が起きやすい分野ですよ。親が、あえて意識していけば、そういうものに接しさせようという努力をしたいと思いますけど、そういうやはりゆとりがない、今貧困が言われてる中で、そういう子供たちっていうのは、そういう豊かな本物に接することなくね、水巻町で育ってしまうわけですよ。でもそのときに、その子の人生を変えるような芸術に合うかもしれないわけですよ。

だから学校教育として、私は特に水巻町でこういうふうに格差があって、貧困世帯が多いという町においてはね、そういう教育を今、導入していくっていうか予算を確保して、やっぱ本物を観せていく、本物を聴かせていく、やはり美術館とかには1回は連れて行くとかね。なんかそういうようなことが私は必要ではないかと思ひまして、これをお願いしたわけですが、教育長ですか、お願いします。

議 長（白石雄二）

教育長。

教育長（小宮順一）

子供たちがですね、やっぱり芸術や文化等に触れる、体験していくということは、そのとおりだというふうに思ひます。できるだけ教育委員会としても、様々な文化芸術活動に子供たちを触れさせるような体験活動を工夫して参りたいと思ひます。

各学校のそれぞれの学校内での取組もありますし、今、先ほど申しましたようにコミュニティスクールやっていますので、地域の皆様方にもそういう活動に造詣の深い方々もいらっしゃいますので、地域の皆様方のご協力も得ながら、学校と地域の協働活動の中で、子供たちに文化

芸術に触れさせるようなですね、町民がみんなで子供たちを育てていくような教育風土を作っていくことが、今後もこういう視点におきましても大事になってくるんじゃないかと思います。

議 長（白石雄二）

井手議員。

9 番（井手幸子）

すいません。介護保険について、ちょっと質問しますけれど。今、芦屋町が9月から学校給食の無償化を決めたっていう話も出ておりましたが、ご存知かもしれないけど、補聴器も芦屋町は助成をするっていうことが今議会に出てると、芦屋の議員からちょっと聞いたんですけど。

そういうふうになんてちょっと繰り返になりますけど、やっぱり補聴器の要望が高くて、広域連合内でもやってて、3年間の交付金しかないっていうことはあっても、再度ですね、町長にもお願いします。やっぱり、補聴器の助成をぜひ実施してくださいというのと、介護については最後に、広域連合で保険料について、全国平均よりも少ない、何百円かですけど少ない保険料設定ができた、これは広域が全体でやってるからっていう答弁もありましたけれど、

やはり福岡県内の広域連合なので、どうしても私たちの町が直接やってるわけじゃないから、声が届きにくい、町とか利用者の声が届きにくい。ここをこうしたいんだけどなると、連合が承認をしなければならぬっていう大きな問題があると思うんですよね。

この介護保険サービスの給付は、今からとても大きな問題になっていくと思います。もちろん国の改悪っていうのが最大の一番大きな問題なんですけど、2000年からスタートして、訪問介護のほうですね、60分時間があったのが45分に短縮されたり、2014年には、要支援の1、2の人しか訪問介護、保険給付ができない、外されたり、18年には生活援助に利用回数の制限が設けられたとかね、本当これは大きな国の問題なんですけど。

私たちの町内、住民のことを考えると、水巻で単独でやるっていうのは非常に厳しい面があると思うんですけれど。せめてですね、この遠賀郡4町の中で、広域、近い近隣の郡内でやるっていうようなことも、町長会とかでもちょっと話をしてもらえないかと、広域連合っていうのはちょっとあんまり遠すぎるし、意見も届かないっていう難点がありますんで、ちょっとそういうことを要望したいと思いますがいかがですか。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

まず1点目の芦屋の補聴器の云々ですけど、芦屋の給食もそうですけど、ボートの益金です。財源は。そういうふうになっております。芦屋のように、うちもボートの益金があればやりますよ。ただ、補聴器の助成については、答弁したとおりです。

それから今、介護保険の話ですけど、やはり遠賀支部でやっておりますので、これをまた4町で云々という話にはならないと思います。

以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

答弁がちょっと、教育の問題ですけど、教育の無償化についての最後の答弁なんですけどね。私がここで問いたかったのは、これ財源論に全部陥ってるんですよ、財源論ばかり言ってるんです。最後の答弁。

そうじゃなくて町長、私が言ってるのは給食を無償化とすることによって、それが及ぼす波及効果、いい効果がありますよということを、そういうふうには考えませんか。だから、例えばですよ、給食費月 5,000 円とすると、3 人子供がいると 1 月に 1 万 5,000 円出してるわけですよ。それ 11 か月になったら十五、六万なるわけですよ。15 万ぐらいですかね。もっとなるんかね。十五、六万なりますよね。

そうなった時に、その十五、六万が 1 つの家庭から出ていなくなるわけですよ。そのお金は、例えば塾に行かせられなかった子が塾に行かせられるようになったりとか、ピアノ習いたかった子がピアノ習いに行けるようになったりとか、またおかずが一品増えたりとか、地域経済にもすごく効果を及ぼしていくっていうこともね、考えれば水巻町にとって決して悪いことじゃないでしょって、そういう意義がありませんかっていうことを問うたんです。

けど、全然違う財源ばかりの答弁になってます。だからそういうふうに物事を考えていけばね、無償とすることでね、得るものが大きくないですか。子供たちが育ちませんか、ということなんです。時間がないので飛ばします。

議 長（白石雄二）

町長。

[「答弁いいです。時間ないから。」と発言する者あり。]

町 長（美浦喜明）

いや、だからあなたの今言う、その波及効果、無償による波及効果分かりますって、皆さん理解してますよ。

ただその持続可能に、その給食の無償化をやっていけるかどうかというところを今判断しようやないですか。だから、しないとか、先ほど言いましたように、私も国会議員等に——国策、ここで何回も言いましたよ。国策だと思います。だからこの教材の無償化にしても、それから介護のいろんな——にしてもですよ。

基本的にですね、地域で云々できるようなものと、やっぱり国策でいくものと、それを一緒にこの本会議場で言われても、私たち答弁しかねるところもあります。

しかしながら、今の波及効果は当然、確かにそこに 1 万 5,000 浮けば、それは他のところに

——、それ分かりますって。ただ、今、35人学級にしても、私のほうとしてもやっぱり全体を見ながら——、町が悪くなったら、町長って、何でそんなことするんだという話をします。財政がですよ。財政が傾くと、町自体が大変な問題になるわけですよ。だから、そういう全体を見ながら、財政的なものを見ながら、ただやっぱり、先に医療の無償化を取りましたよ、18歳まで。私はどちらかというところやっぱりそちらのほうが先だと、優先順位が。それから子供の35人学級も少しずつ上げていって、国の見通しが立ったからですね、前倒ししました。

そういうふうに、やっぱり財政、今職員が一生懸命知恵を絞って、国からの補助金とかですね、それで積み上げて、今水巻は行財政運営をやっている中で、やはりこの一番今大きい財政かかるというのは、給食の無償化だと思ってるんですよ。

今のこの水巻で一番大きな、持続可能で、今後一旦導入したら、お金がないからもうやめますということはできない。一部のところは、400人程度の児童は——。

[「町長、時間ないから。」と発言する者あり。]

いや、でもそこを理解してもらわんとですよ。

[「それには反論もあるんですから。」と発言する者あり。]

反論は、後からでもいいですよ。

だから、そうして、今でも家庭的に厳しいところは無償化になっておりますよ。

しかしですね、やはり行政で一番大事なのは、財政運営をやっていかなきゃいけない。ただ、いいことには変わりません。しかし、その裏付けというものがなかなか厳しいから、今判断をしかねるというようなことで、あなたが言ってることは理解しております。

以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

町長の言うことも分かりますけど、私たちは財源論は何とかなるのではないかと。優秀な財政課長もついてますしですね、そこは私はあれも使えるかな、これも使えるかなって、1人では考えておりますので、また具体的になったらそういう話もしたいと思います。

それと南口の件ですけど、大変トラブルが起きてます。それで北口に電話したら、北口の職員が来ることになってるっていう答弁ありましたけど、北口の職員も今、本当無償で6時半から来てくれてます、職員が。1時間無償です。無償で働いてくれてるんですよ。だから、電話した時につながるけど、本来はいないんですよ。7時半からしか。

7時半までの間にどれだけの人が通勤通学するかという、一番多い時間帯ですよ。だからそこはどうか改善しないといけないんじゃないかと。もう本当にトラブって、壊れるしね、券

売機が壊れるんですよ、引っかかるんですよ、すぐに。新しいものに変えてください、そして。壊れないようなものに、改札機も壊れないやつにしてください、中古じゃなくて、中古ばっかりでやってるんですから。

それと禁煙の問題ですけど、5月31日から昨日まで。北村課長、世界禁煙デーでしたよね。知ってますか。昨日まで1週間、世界禁煙デーだったんですよ。

それです、厚労省も禁煙をなぜこっだけ言うかっていうと、やっぱり健康被害が大きいからでしょ。

健康課長もおられますから、あれですけど、本当に特定健診がどうか、受診率が少ないとか、水巻町は何でしたっけ、糖尿病が県下1位とか、そういうふうになってるんですよ、成人病で。それはやっぱり喫煙の率が多いからでしょ。

だから、世界も病気が多いから喫煙をやめましょうということ言ってるわけで、そのときに、町の公共施設の多くの方が目につく、JRが通る、電車で乗ってる人たちが見えるところで、吸ってるんですよ。町の方が堂々と何人も集まって、それって水巻町として恥ずかしくないですか。この町どうなってんのって。

本当に吸わせないで、受動喫煙をやめるんやったら囲ってくださいよ。全部囲ってくださいよ。囲いの中に入れて、その人たちだけしか吸えないようにしてもらいたいと思います。

だってあそこ、通勤・通学でみんなあの前を歩いてくるんですよ。受動喫煙、毎日吸わされてますけど。

ちょっと考え方がちょっと甘いんじゃないかと思うんですけど、お願いします、答弁。

議 長（白石雄二）

北村課長。

建設課長（北村賢也）

はい、岡田議員の御質問にお答えいたします。

議員が言われますとおりですね、ちょっと水巻駅に一基灰皿を置いておりまして、ちょうど屋根の下ということで、多くの方が朝夕、時間待ちの時に吸っております。

私も何度か、一応朝見に行ったことあるんですけども、やはりちょっと時間待ちのときに、2人から3人続けてですね、吸っている状況ございますので、議員が言われるとおりですね、望まない受動喫煙をなくさないといけないと思いますので、より良い環境になるように、早急に検討を始めたいと思います。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

8 番（岡田選子）

検討はやってください。もう本当にいつまでもあの状態が続くのは、水巻町にとってマイナ

スと思います。

健康課長にお聞きします。禁煙についてね、世界禁煙デーでも、もっとこう周知をしましょうということが言われてます。やはり、水巻町の数値ね、国保の運営協議会でもいろいろ説明いただきますが、やはり水巻町の値が良くないわけですから病気に対して、やっぱりそれは喫煙の関係もあるかと思うんですよ。もう少し周知をね、禁煙するべきだと、まあ職員の皆さんも、たくさんの方が吸われてる方もいらっしゃるかと思いますが、議会も昔はばかばか吸ってたんですよ。けど今、本当にそれもやめましようとなってきたからですね。

やっぱり職員の皆さんも自分の健康のためにも、やっぱりやめる意思をね、強く持っていくってということで、ストレスもあるでしょうけど、健康対策としては、今後もうちょっと啓発・周知、ポスター張るとか必要ではないでしょうか。

議 長（白石雄二）

植田課長。

健康課長（植田英次郎）

喫煙につきましては、今、妊娠してから出産、そのときに喫煙されてますかと、お父さんが喫煙されてますかと、そういったことを言いながら禁煙の方向には、皆さんを導いていってるところです。ポスター等を貼ったりはしておりますけども、機会があれば広報なり何かで周知をしていきたいと思います。

以上です。

議 長（白石雄二）

以上で2番、日本共産党の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

午後 2時39分 再開

議 長（白石雄二）

再開いたします。3番、住吉議員。

13番（住吉浩徳）

13番、無会派、住吉です。冒頭質問を行います。

災害時における井戸水の活用について。本年1月1日に発生した能登半島地震から、半年になろうとしています。石川県内では最大11万戸が断水したと報じられました。復旧工事等により、その約9割は断水が解消されているようですが、しかしながら、完全復旧にはまだ時間がかかると思われております。特に能登地区においては、修理業者も被災しているところもあり、対応困難となっていることも大きな要因となっているようです。

そのような大変な状況の中でも、地域の方々の生活の水源となったのが井戸水と報じられておりました。個人の家庭や地域にある井戸水が大いに活用されたことにより、地域の方々にとっての不安の一部が解消され、精神的にも役立ったそうです。

そこでお尋ねいたします。

1、水巻町において、井戸水等の水源はどのくらいありますか。

2、町として水源確保としてのためにどのような対策を考えておられますか。

以上です。

議 長（白石雄二）

町長、答弁。

町 長（美浦喜明）

災害時における井戸水の活用について、のご質問にお答えします。

まず1点目の、水巻町において井戸水等の水源はどの位ありますか、とのお尋ねですが、本町には、令和4年4月に、遠賀ロータリークラブ様及び公益社団法人ひびき青年会議所様より寄贈していただいた防災井戸が、体育センター駐車場に1基あります。

この防災井戸は、令和2年度に遠賀ロータリークラブ様、令和3年度に公益社団法人ひびき青年会議所様がそれぞれ団体設立50周年となり、その記念事業として、災害時に不足が想定される洗濯やトイレなどに使用する生活用水の確保のために、寄贈していただいたものになります。同様に、令和2年9月には芦屋町、令和3年6月には遠賀町、令和5年5月には岡垣町、令和6年4月には中間市に防災井戸が1基寄贈されています。

町有地における井戸水等の水源は、この防災井戸1基のみですが、そのほかに受水槽があり、庁舎に26トン、中央公民館に0.75トンの水量があります。

次に2点目の、町として水源確保のためにどのような対策を考えられていますか、とのお尋ねですが、まず、飲料水の確保についてですが、本町では、水巻町地域防災計画の規定に基づき、大規模な災害が発生した場合に必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄について定めた備蓄計画を令和元年12月に改訂しています。

この備蓄計画に基づき、町では備蓄物資を毎年購入しており、一部の物品については、町内外の事業者と締結している災害協定に基づき、流通備蓄を活用することになっています。流通備蓄とは、平常時は店舗にある在庫の食料や生活必需品等を災害時には町が優先的に購入し、活用するものです。

本町では、令和6年6月1日現在において、2リットルの飲料水を約600本、500ミリリットルの飲料水を約1万3,300本備蓄しています。

次に、生活用水の確保についてですが、水巻町地域防災計画において、給水機能が停止すると判断される場合は、水道事業者である北九州市上下水道局に対して応急給水を要請することになっています。さらに、本町のみでは飲料水の確保、給水等の対応が難しい場合は、近隣市町村や福岡県に対しても要請するとともに、都道府県知事等からの要請に基づき、自衛隊の災害派遣を受けることができます。

しかし、災害の規模が大きくなればなるほど、公助の力が働きづらくなるため、住民の皆様にも生活用水の確保に努めていただきたいと思います。例を挙げると、お風呂の残り湯は生活用水として使用できることに加え、万が一火災が発生した場合には、消火用としても使用することが可能です。そのため、お湯を入れ直すまでお風呂の残り湯を捨てずにため置きすることで、生活用水を確保することができます。

大規模災害が発生した場合、本町は必要な水の確保と供給に最善を尽くしますが、復旧には一定の時間がかかることが想定されます。その間、御自身や御家族の命や生活を守るためには、自助、共助が大切となり、住民の皆様御自身による水の確保や近隣の方々との協力が非常に重要になります。

本町では、今後も引き続き、災害時に必要な飲料水、生活用水等の確保及び供給方法の整備を推進して行くとともに、住民の皆様には、平常時からの飲料水などの家庭内備蓄や生活用水の確保のための啓発や情報の提供を行うなど、災害時の備えを進めてまいります。

以上です。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。はい、住吉議員。

13 番（住吉浩徳）

答弁のほうで飲料水の備蓄は分かりました。備蓄食材、アルファ化米とかレトルト食品はどのくらい今、備蓄がありますか、お尋ねいたします。

議 長（白石雄二）

はい、増田課長。

総務課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

現在の備蓄の数量についてでございますが、飲料水につきましては答弁にあったとおりでございます。そのほかといたしましては、アルファ米ですね、こちらの方が約 4,100 食、また、レトルト食品が約 3,000 食というふうになってございます。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、住吉議員。

13 番（住吉浩徳）

先ほどの答弁の中に飲料水、配布用の飲料水ですね、2 リットルのペットボトルが 600 本、500 のペットボトルが 1 万 3,300 本。合計、ざっと計算して 7,850 リットルの備蓄があるとご回答いただきました。

しかしながらアルファ米を食べるには、約 170 ミリリットルの水が必要とされます。水巻町の備蓄食材のアルファ米を食べようとする、もしくはレトルト食品を食べようとする、それぞれ約 1,000 リットルの水が必要とおおよそ見当されます。備蓄水の 7,850 リットルから 2,000 リットルを引いた場合、約 5,850 リットル。計算上ですが、——しか残らないと。

5月の広報みずまきと一緒に配布されました、北九州市上下水道局広報紙の中の「水の備えてきてますか」という欄があります。そのコーナーに、飲料水として1日1人3リットルが必要であるというふうに書かれてありました。単純に5,850リットルを3リットルで割ると、人数にすると約1,950人分しかならない。約7%ですね。すいません、1,950人を令和6年5月31日の水巻町の人口で割りますと、約7%しか行き渡らないという計算になります。初日配布すると、もうそれで終わってしまうという計算になります。

アルファ米、レトルト食品に関しましても、ざっと計算したら、7%程度ということで初日配布したら、終了してしまうということになると思いますが。これですね、もうちょっと備蓄量を増やしたほうがいいと、増やすべきだと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、増田課長。

総務課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

本町の備蓄食料につきましては、水巻町備蓄計画に基づきまして、食料、それから飲料水、生活必需品等の物資の備蓄を行うということにしておりまして、毎年予算を計上して、購入のほうを進めている状況でございます。ただしですね、今のそういった町の備蓄だけでは十分ではないと、議員がおっしゃるとおりの状況もございます。

そのために流通備蓄といたしまして、食料や生活必需品などの物資の供給につきましては、スーパーやホームセンターといった5事業者と協定を締結させていただきまして、災害時に優先して供給をしていただく体制をとっております。

また、水道事業者であります北九州市や福岡県などから、飲料水の供給や給水車の派遣というものをですね、取ってもらえる支援体制を構築しているところでございます。

それと行政などの公助という部分だけでは、どうしても十分ではございませんので、答弁にもありましたように、様々な機会を通じまして、家庭内備蓄の啓発・推進というものも同時に取り組んでいる状況でございます。

いずれにいたしましても、今後も計画的な備蓄の確保というものを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

住吉議員。

13 番（住吉浩徳）

それと答弁の中にですね、受水槽、庁舎に 26 トン、中央公民館に 0.75 トンの水量がありますということでしたけども、これは飲料水として使えますでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、増田課長。

総務課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

受水槽といいますのは、非常時に水道局から水道管を通して送られてきた水を一旦ため置く、そういった設備になりますので、こちらは飲料水として活用することができます。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

住吉議員。

13 番（住吉浩徳）

そしたらば、これも配布可能な水源ということで捉えられると思うんですけども、これを配布するためのペットボトルとかポリ缶とか、そういった物は備えられておりますでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、増田課長。

総務課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

こちらの受水槽から直接、水をくんでですね、ペットボトルとかいうものは用意しておりませんが、一旦ですね、中央公民館と庁舎にありますので、そこから庁舎等の水道管を通して給水ができるという形で、それを運ぶ用のそういった今備品というのは持ち合わせておりません。

以上です。

議 長（白石雄二）

住吉議員。

13 番（住吉浩徳）

できればですね、そういうペットボトル等も検討の一つに入れていただきたいと思います。

それから災害時の備蓄食材はどのように保管されておりますでしょうか。

議 長（白石雄二）

増田課長。

総務課長（増田浩司）

備蓄食材等の保管についてでございますが、現在ですね、商工会横の水防倉庫というところに種類別、それから保存年限別に保管をしているという状況でございます。

しかしですね、災害の状況によりましては、道路等が損壊をして、水防倉庫から備蓄食料が運べないということも想定されますので、今現在につきましては中央公民館、それから南部公民館と町民体育館と杵小学校と吉田小学校のほうにもですね、分散して備蓄食料のほうは保管をしている状況でございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、住吉議員。

13 番（住吉浩徳）

そうですね、分散していただいているのはすごくいいと思います。1 か所が被災した場合、そこから出せない。もう全滅したということであれば、あれなんで。

ただ、ほかの公共施設の避難場所というのはまだあると思いますので、避難場所ごとに備蓄庫を備えたほうがいいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

議 長（白石雄二）

増田課長。

総務課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

災害が発生いたしまして、避難所を開設するといった際には、そちらの避難所のほうにですね、備蓄物資等を運搬するという形になってまいります。被害の状況によりましては、先ほども申し上げましたように、速やかに備蓄物資を配送することができないということも十分想定をされますので、そのために令和3年度と4年度に県の補助金を活用いたしまして、防災倉庫というものを吉田小学校と杵小学校に、新しく新規で設置をしております。

またですね、施設内のほうに、指定避難所の中に空き部屋等がある場合につきましては、その空き部屋にあらかじめ備蓄物資等も今、運び入れをさせてもらっているような状況でございます。

また、避難所ごとにですね、そういった備蓄倉庫というものができれば非常にいいかと思うんですけども、ただし設置費用というもののほかですね、設置のスペースですね、こういった様々な課題がございますので、新しい倉庫の設置という部分につきましては、今後の継続した課題として検討したいというふうに考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、住吉議員。

13 番（住吉浩徳）

是非とも御検討願いたいと思います。

先日ですね5月29日の水曜日から5月30日の木曜日夕方だったんですけども、テレビの電源入れましたら、遠賀郡4町と中間市の井戸対策と思われる放送があったんですが、あいにく付けたら、すぐそのコーナーが終わってしまいまして、場面が変わってしまったので詳しく内容が分からなかったんですが、今そういったプロジェクトは動いてるんでしょうか。

お願いします。

議 長（白石雄二）

はい、増田課長。

総務課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

先月末のテレビ放送のことなんですけども、こちらはですね、確か先ほど答弁にもございましたように、遠賀ロータリークラブ様、それからひびき青年会議所様からですね、遠賀郡4町それぞれと中間市に井戸のほうが寄贈されておりまして、そちらの分の事例紹介という部分の放送と併せまして、遠賀町のほうで実際にその防災井戸から水を出している部分の御紹介があったというふうに思っております。

議員おっしゃるように、遠賀郡4町と中間で共同で何かそういった防災井戸対策等ですね、事業をするという部分は今のところ予定はございません。

以上です。

議 長（白石雄二）

住吉議員。

13 番（住吉浩徳）

そういうことだったんですね。

実際、学校施設とか公民館など公共施設が、避難場所となっているところが何か所もあると思いますが、そういったところに井戸水等の水質検査を行って、井戸水を設置するというふうな御検討はできますでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、増田課長。

総務課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるように、各避難所とか公共施設のほうに、今、体育センターの前にありますような防災井戸とかあれば、水源として非常に有効になってくるというふうには考えておりますけども、体育センターの前の防災井戸につきましても、飲料水としてではなくてですね、洗濯等に使います生活用水用をというふうになってございます。

また、こちらの体育センターの防災井戸につきましても、一基約 140 万円ほど設置費用がかかっているということもございますので、ちょっと今後のですね、課題とさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（白石雄二）

住吉議員。

13 番（住吉浩徳）

是非とも検討願いまして、願わくば使えるようになってですね、そこからも綺麗な水で、水質検査で飲めるようになれば一番いいことだと思いますので、その予算もこれからも考えていただければと思います。

最後になりますけど、災害に強く、もし災害が起きても災害対策に強い町、そのような町で安心して暮らせることが水巻町民にとって幸せなことだと思います。より安心・安全な水巻町、より強い水巻町をつくっていくことが、町民の皆様からの水巻行政に対するより一層の信頼につながると考えます。

日々、安全なまちづくり、強いまちづくりに対して、私たちもそうですけど、皆さんも含めて精進していただくことを強くお願いして私の質問を終わります。

議 長（白石雄二）

以上で、3 番、住吉議員の一般質問を終わります。これをもちまして本日の一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時 00 分 散会